

1964年6月22日(第9日目)

Ⅷ. Ⅸ～開議並びに散会時刻 (午前10時50分～午後8時25分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	天 久 森 太郎	2 番	比 嘉 定 亮	3 番	天 久 盛 雄
4 番	安 次 富 盛 慎	5 番	石 川 真 大	6 番	仲 村 春 泉
7 番	稲 嶺 正 康	8 番	石 田 英 正	9 番	安 里 安 明
10 番	又 吉 正 弘	11 番	石 川 繁	12 番	大 川 昇
13 番	伊 佐 真 得	14 番	仲 村 喜 永	15 番	大 宮 城 昌
16 番	宮 里 敏 行	17 番	伊 佐 貞 寿	18 番	中 里 幸 助
19 番	武 島 行 男	20 番	仲 村 盛 光	21 番	古 波 眞 清 次 郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市 長	仲 村 春 勝	助 役	呉 屋 真 徳	収入役	沢 し 安 一
総務課長	松 川 正 毅	住民課長	仲 村 春 慎	民生課長	当 山 全 喜
財政課長	奥 里 将 俊	経済課長	伊 佐 友 誠	水道課長	國 吉 真 毅
建設課長	鳥 袋 昌 康	消防団長	大 城 仁 幸		

7. 議会事務局職員の出席者

事務局長 宮 城 光 雄 書記 照 屋 毅・鳥 袋 真 由・相 金 善 光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第16. 陳情第3号, 市婦人会への補助金交付方について。

日程第17. 陳情第4号, 市青年連合会への補助金交付方について。

1964年6月22日(第9日目)

議. 々~開議並びに散会時刻 (午前10時50分~午後8時25分)

2. 応招議員は次のとおりである.

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	比嘉真英	6番	天村里安
7番	福嶺正康	8番	石田英	9番	安里川
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	安大城
13番	伊佐真得	14番	仲村喜貞	15番	安宮里
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞	18番	中里幸
19番	武島行男	20番	伊村盛	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員はなし.

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員はなし.

6. 市町村自治法第61条の規定により, 議事説明のため出席したものは次のとおりである.

市長	仲村 春勝	助役	具屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正義	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 将俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	国吉 真義
建設課長	島袋 昌兼	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅・島袋 真由・知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである.

日程第16. 陳情第3号, 市婦人会への補助金交付方について.

日程第17. 陳情第4号, 市青年連合会への補助金交付方について.

議 長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より本日（第9日目）の会議を開きます（午前10時50分）

議 長～暫休憩いたします。（午前10時51分）

議 長～再開いたします。（午前10時52分）

議 長～先の本会議で財政委員会に付託してありました陳情第3号、市婦人会への補助金交付方について、財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～本会議において先に付託されました陳情第3号、市婦人会への補助金交付方についての審査いたしました。その結果については御報告をいたしたいと思っております。婦人会は皆様もよく御承知のとおり毎年その活動状況については、相当積極的にやっておられるということは御承知のことと思っております。宜野湾市婦人会はいわゆる市全般的なものでありますけれども、その末端におきまして各校区毎の校区婦人会というものもございます。然し全会員約300名近くでありますけれどもその加入した会員数が非常に少い。いわゆる4割40多程度しかない、婦人会といたしましては結局その会員から取る所々会費は自主的財源であります。この財源が極めてとばしいと、然るにまた昨今の経済変動から見ましても物価がかなり倍増しているという様な見地からして結局婦人会といたしましても、これを会費を増額して運営していくということは一寸強めないと、会の運営活動からしまして困難であるということ、今度の陳情第3号による所の補助金交付方で助成をしてもらうという様なことからしまして陳情されて現婦人会長、副会長に社会教育主事の福福さんをお呼びしまして64年度の決算、65年度の予算収支予算或は事業計画、こういつたものにつきまして充分に審査をした様な訳であります。審査にあたりまして、あらゆる角度から説明を聞きまして、審査いたしました。結局婦人会というものは1つの自主的活動であると、特に交通安全母の会というのもありまして、この交通安全母の会というものは、部署いわゆる校区毎によつては兄どうの出校、下校といった場合には積極的にこの交通安全の指導にやっておられるという校区もありまして、こういうふうに婦人会の一端としての活動におきましては実際に仕事をやっている訳です。そういう意味でもありますけれども、この婦人会というものは、皆さんもよく御承知のことではあります。他の民主団体と一寸趣きを異にしていると、特に例えば婦人の幹部そのものが実際にその役目を課されたら仕事しなければいけなくて、仕事するからにはやはり対外的にも外に出て活動しなければいけなくて、そうすると婦人そのものの使命というものがあらゆる角度から非常に複雑なものがあります。家ていにおきましては1つの家ていの主婦である。又育児、

議長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より本日（第9日目）の会議を開きます（午前10時50分）

議長～暫休憩いたします。（午前10時51分）

議長～再開いたします。（午前10時52分）

議長～先の本会議で財政委員会に付託してありました陳情第3号、市婦人会への補助金交付方について、財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～本会議において先に付託されました陳情第3号、市婦人会への補助金交付方についての審査いたしました。その結果については御報告をいたしなさいと思います。婦人会は皆様もよく御承知のとおり毎年その活動状況については、相当積極的にやつておられるということは御承知のことと思っております。宜野湾市婦人会はいわゆる市全般的なものでありますけれども、その末端におきまして各校区毎の校区婦人会というものもございます。然し全会員約300名近くでありますけれどもその加入した会員数が非常に少い。いわゆる4割40%程度しかない、婦人会といたしましては結局その会員から取の所の会費は自主的財源であります。この財源が極めてとばしいと。然るにまた昨今の経済指標から見ましても物価がかなり倍増しているという様な見地からして結局婦人会といたしましても、これを会費を補助して運営していくということは一寸望めない、会の運営活動からしましても困難であるということ、今度の陳情第3号による所の補助金交付方で助成をしてもらうという様なことからしまして陳情されている様な趣旨であります。この審査につきましては前婦人会長、それから現婦人会長、副会長に社会教育主事の福福さんをお呼びしまして64年度の決算、65年度の予算収支予算或は事業計画、こういつたものにつきまして十分に審査をした様な訳であります。審査にあたりまして、あらゆる角度から説明を聞きまして、審査いたしました。結局婦人会というものは1つの自主的活動であると、特に交通安全母の会というのものもありまして、この交通安全母の会というものは、部落いわゆる校区毎によつては児どうの出校、下校といった場合には積極的にこの交通安全の指導にやつておられるという校区もありまして、こういうふうに婦人会の一端としての活動におきましては実際に仕事をやっている訳です。そういう意味でもありますけれども、この婦人会というものは、皆さんもよく御承知のことですが、他の民主団体と一寸趣きを異にしていると。特に例えば婦人の幹部そのものが実際にその役目を課されたら仕事しなければいけないと、仕事するからにはやはり対外的にも外に出て活動しなければいけないと、そうすると婦人そのものの使命というものがあらゆる角度から非常に複雑なものがあります。家ていにおきましては1つの家ていの主婦である。又育児、

子供の教育をしてやるということもある。いろいろ家てい的にしばられる重い仕事を持つておられる婦人でありますが、さりとてこういう婦人会の幹部であるということになると家ていの方にしばられたかばらといて、積極的な活動をしないう訳にはいかない。結局会の活動をスムーズに運営させるためには一歩進んで積極的に仕事をやるということのようにして、この婦人会の今年度の予算を見ますというと約50%余りが、この人件費に食われている様であります。結局人件費50%、総予算の5%が人件費に食われてはおりますが、今申上げました様に結局婦人というものは家てい的にはそういう様に子供の育児とか或はその他家事という様なものがたくさんございますが、結局会といたしましてはこの婦人幹部に対する処所のいわゆるお手伝さんの講習的なことをやらなければ婦人会の活動においてスムーズにやつて行かないという様な事情である様であります。それでそういった意味合いからいたしまして、この婦人会の人件費というのが約50%も計上されている様な次第であります。事業費の割合であります、予算と事業費の割合というものは18%となつております。それから分担金というものも分担金とはなつておりますが、それは婦人会本部の婦連への1つの会費になつている様であります。これも結局12%というふうになつております。そういうふうに収入予算に対して支出の案分を見ますと結局事業それ自体はパーセントからすると低い。分担金或は役員報酬といったものはかなり多くなつておりますが、然しこの予算のいろいろな各項目からしますと確かに毎年そのものの婦人会としての積極的な仕事をやつていているということは事実である。かような見地からして委員会といたしましては、この陳情第3号は保護育成するという意味合いからして採択したということに決定した訳でございます。委員会としましては審査に当りまして結局陳情案件に対しまして、今後どういふように婦人会が当局の指導よろしきを得て発展させて行くかという見地からしまして委員会といたしましては予算書を見る場合に会費というものがあつて、この会費の中の分担金というものが非常におかしいと、いわゆるおかしいということは他市町村単位の婦人会に負担された分担金でございますが、こういつた面を会長や或は社会指導主事、こういつた方々にいろいろと質問いたしまして婦連の總會の場合にこの負担金そのものの算定の基準と申しますか、算定の方法がある様であると思ひます。こういつたものをもつともつと適確に適正に各市町村単位の婦人会にこの分担金がうまく行つていくかどうかということを充分に検討して今後はこういつた面から或る程度の削減が出来るならばその削減された分担金の差額を他の例えば赤ちやんコンクールとかその他いろいろ事業がありますが料理講習、つけ物とかそういつた面に回してもらいたいと。つまり婦連の總會あたりに分担金の適正基準そういつたものが確かであるかどうかよく確かめてでない。するならばこういつた面からよく検討して、その差額分を婦人会の事業費に当てる様にということを我々要望した様な訳であります。總体的に申しまして結局耳野湾市婦人会活動

は年次いろいろと皆様も新聞紙上を御覧になつておわかりになつて
 いる事であるし、時宜的のいろんな講習、研修というものを良くやつて
 おります。やつているのでありますが、婦人会というのは他の民主
 団体と性格を異にしている、いわゆる婦人の活動そのものは一定の家
 庭の主婦であるんだが、家てい主婦にしばられると、しぼられてお
 るんだが然し対外的なそういう婦人会活動をしなけりやならん。そう
 いった場合には或る程度家庭を留守にすると、あけるといふことに
 なるといふと婦人会の幹部そのものはお手伝する者に任せるといふ様
 な場合もある訳なんです。そういつた面で婦人会の役員手当報酬
 というものはそういった様なかた替り的な様にせしめて活動せしめる
 と、活動するんだという様な事情であります。皆さんそういう様な点
 を理解して載いて、よろしくお願いしたいと思います。以上で簡単に
 はございますが、我々が審査したことを御報告申し上げます。

議長～委員会報告に対する質疑を求めます。

- 1 番 婦人会の義務費の中で役員手当が49.4%になつておりますが、その役員
 手当の内容につきまして、一応説明して下さい。内容について

財政委員長～役員報酬ですね。

- 1 番～役員手当です。

財政委員長～はい役員手当720\$は会長が30\$、それから副会長が20\$
 それから4つの校区がございますが、その校区に会長というのがおり
 まして、これは年間30\$の4名であります。

- 10 番～収入の部におきましては会費が前年度と同額となつております。そこ
 でいわゆる会員獲得という面においては、そう努力なされていない様
 な気がする訳です。その辺がどうなつてゐるか。それから支出の面
 において婦人会活動そのものにおいて研修講座費が相当最も重要なもの
 でないかと思いますが、そういう面においては前年度と同じ様な額が
 示されておるがその代り5款の4項慶弔費が相当額3倍になつて
 いるんですが、その辺がどうなつてゐるか。御説明願います。

財政委員長～委員会といたしましても今おつしやる所の会費が前年と比べて結
 局35セントしか増額はしてないんだが会員の獲得には必ずちつとも
 力が入つてないんじゃないかと、もつともでございます。会といたし
 ましても、そういう見地からいたしまして強く質問し聞いたのでござ
 いますが、何しろ婦人会の活動というものは1つの限りがございまし
 て男子とは一寸趣きを異にします。で会そのものといたしましては
 権力会員獲得運動というふうに努力はしている様であります。一応6
 5年度におきましてはその程度の範囲内に獲得の増収入は見ている様

は年次いろいろと皆様も新聞紙上を御覧になつておわかりになつて
いる事であるし、時宜的のいろんな講習、研修というものを良くやつて
おります。やつているのでありますが、婦人会というのは他の民主団
体と性格を異にしている。いわゆる婦人の活動そのものは一定の家
の主婦であるのだが、家てい主婦にしばらくと。しばらくお
るのだが然し対外的なそういう婦人会活動をしなけりやならん。そう
いつた場合には或る程度家ていを留守にすると、あけるということに
なるといふと婦人会の幹部そのものはお手伝する者に任せるといふ様
な場合も実際ある訳なんです。そういつた面で婦人会の役員手当報酬
というものはそういつた様なかた替り的な様にせしめて活動せしめ
ると、活動するんだという様な事情であります。皆さんそういう様な
点を理解して載いて、よろしく願ひしたいと思います。以上で簡単
ではございますが、我々が審査したことを御報告申し上げます。

議長～委員会報告に対する質疑を求めます。

- 1 番 婦人会の義務費の中で役員手当が49.4%になつておりますが、その役員
手当の内容につきまして、一応説明して下さい。内訳について

財政委員長～役員報酬ですね。

- 1 番～役員手当です。

財政委員長～はい役員手当720\$は会長が30\$。それから副会長が20\$
それから4つの校区がございますが、その校区に会長というのがおり
まして、これは年間30\$の4名であります。

- 10 番～収入の部におきましては会費が前年度と同額となつております。そこ
でいわゆる会員獲得という面においては、そう努力なされていない様
な気がする訳です。その辺がどうなっているか。それから支出の面
において婦人会活動そのものにおいて研修講座費が相当最も重要なもの
でないかと思いますが、そういう面においては前年度と同じ様な額が
示されておるがその代り5款の4項農ちよう費が相当額3倍になつて
いるんですが、その辺がどうなっているか。御説明願ひます。

財政委員長～委員会といたしましても今おつしやる所の会費が前年と比べて結
局3.5セントしか増額はしてないんだが会員の獲得には必ちつとも
力が入つてないんじゃないかと、もつともでございます。会といたし
ましても、そういう見地からいたしまして強く質問し聞いたのでござ
います。何しろ婦人会の活動というものは1つの限度がございます
て男子とは一寸趣きを異にします。で会そのものといしましては極
力会員獲得運動というように努力はしている様であります。一応6
5年度におきましてはその程度の範囲内に獲得の増収入は見ている様

であります。次におつしやる所の研修、6項目ですか研修会等がこれ
が前年度も今年度も同じ類であります。婦人会におきましては非常
に必要だと思ふんですが何故かとおつしやるんであります。結局少い
予算でもつて、もつとやれば研修会も多くしようと又講座もりゆう大
の講師とかその他の経費あたりの幹部とかを呼んで来て講座を開くと
極力文化研修、教養研修ということもやりたいのであるが、然し残念
なことに予算が限られているので一応前年度の予算をおさえてこの計
上をしたんだということになつております。それから慶ちよう費は前
年度に比べまして20\$アップしておるけれども、これでも実際はい
わゆる婦人会の前会長、現会長にお聞きしました所、これでも実際は
少いんだということとは結局会員じやなくて幹部同志における所の慶ち
よう費というものは実際に前年に比べるともつとふやさなくちやいか
んだがこれも予算の都合で結局この程度しか計上出来なかつたとい
うことになつておるのであります。

10番～査の場合には高良前会長さん、それから現正副会長さんをお呼びし
て相当細しにわたつてお聞きされたと思うんですが、いわゆる婦人会
の活動として最も重点的においた所はどういったものですか。

財政委員長～結局ここに示されている所の交通安全母の会、これは校区毎によ
つて、例えば1つの例でございますが、喜友名区の場合はほとんど
毎日登校、下校の場合は婦人会が指導しているということござい
ます。結局会自体としての重点的と申しますというと結局ここにもあ
ります所の例年の行事にもありますが、この事業費の中の料理講習
とかつけ物、手工芸講習、赤ちやんコンクール、こういった物は例
年やつておる限であります。予算が少ないため、こういった範囲
内で今年度も事業を推進して行こうということでもあります。それか
ら視察費というのがございすけれども我々もこういうものに
質問をいたしましたけれども、この視察費というのは結局優良婦
人会のそういった所の幹部が行つて調べたり、或は視察をしたりす
る場合の計上であるんだそうであります。近き将来においては本
土にも1人は研修調査に派遣をしたいという様な意向をもっている
様でございす。以上でございす。

19番～分組金についてお伺いします。この分組金は183\$、これは会員会
費の約18%にあたりますが、これの算定基礎ですね。そしてこの分
組金の中央とのつながりはどういうつながりがあるか、そこを御質問
いたします。

財政委員長～この分組金はここで分組金となつておりますが、実際は会費だそ
うであります。結局1人当り10セントということになるんだそうで
あります。このへんがどうも前会長、或は福福社会教育主事あたりの
の参考意見を聞きますという分組金となつた場合にはここは2,921
名約3,000名ですね。2,921名会員がおるんであります。そうなり

であります。次におつしやる所の研修・6項目ですか研修会等がこれが前年度も今年度も同じ額であります。婦人会におきましては非常に必要だと思うんだが何故かとおつしやるんであります。結局少い予算でもつて、もつとやれば研修会も多くしようと又講座もりゆう大の講師とかその他の婦連あたりの幹部とかを呼んで来て講座を開くと極力文化研修、教養研修ということもやりたいのであるが、然し残念なことに予算が限られているので一応前年度の予算をおさえてこの計上をしたんだということになっております。それから慶ちよう費は前年度に比べまして20\$アップしておるけれども、それでも実際はいわゆる婦人会の前会長、現会長にお聞きしました所、それでも実際は少いんだということは結局会員じゃなくて幹部同志における所の慶ちよう費というものも実際に前年に比べるともつとふやさなくちやいかなんだがこれも予算の都合で結局この程度しか計上できなかつたということになっておるのであります。

10番～審査の場合には高良前会長さん、それから現正副会長さんをお呼びして相当細しにわたつてお聞きされたと思うんですが、いわゆる婦人会の活動として最も重点的においた所はどういったものですか。

財政委員長～結局ここに示されている所の交通安全母の会、これは校区毎によつて、例えば1つの例でございしますが、喜友名区の場合はほとんど毎に登校、下校の場合は婦人会が指導しているということでございします。結局会自体としての重点的と申しますというと結局ここにもあります所の例年の行事にもありますが、この事業費の中の料理講習とかつげ物、手工芸講習、赤ちやんコンクール、こういった物は例年やつておる訳であります。予算が少ないため、こういった範囲内で今年度も事業を推進して行こうということでもあります。それから視察費というのがございすけれども我々も、こういったものに質問をいたしましたけれども、この視察費というのは結局優良婦人会のそういった所の幹部が行つて調べたり、或は視察をしたりする場合の計上であるんだそうありますが、近き将来においては本土にも1人は研修調査に派遣をしたいという様な意向をもっている様でございします。以上でございします。

19番～分担金についてお伺いします。この分担金は183\$、これは会員会費の約18%におたります。これの算定基礎ですね。そしてこの分担金の中央とのつながりはどういつながりがあるか。そこを御質問いたします。

財政委員長～この分担金はここで分担金となつておりますが、実際は会費だそうであります。結局1人当たり10セントということになるんだそうあります。このへんがどうも前会長、或は福祉社会教育主事あたりの参考意見を聞きますという分担金となつた場合にはここは2,921名約3,000名ですね。2,921名会員がおるんであります。そうなり

ますと、もつともつと分担金が加算される徴収されるということになるんだそうであります。そこで会費だからというんで、それからするというと183というところになつて、その辺のところは婦人会の幹部としては一すいたくかゆしの所があるんだということを知ったのであります。それで委員会といたしましてはこれは今後のことでもありますし、他市町村いわゆる隣接各地区の婦人会の、これからすると分担金ということになりますが、そういった所をもつと積極的に算定の基準があるはずだから、こういったものをつこんで、そして適正な会費なら会費でよろしいと分担金なら前その分担に対する算定の差違を適確につかんで回す様にということをこの審査報告の附帯意見にも書いてありますけれども、その分担金に対してはそういう様なことになつております。結局会費だということになつております。

19番～中央とのつながりはどうなつていますか、いわゆる婦連というのがありますね。この婦連とこの関係です。会費を収める以上ですね何かそれだけの何がなくちゃいけないですね。

財政委員長～婦連が婦人会に対する。これはですね私の方で積極的に追究し、要請もした訳であります。結局負担金を出し放しだと、ちつとも還元して来ないんじゃないかと。

19番～と申しますと結局各地区単位の婦人会が中央を盲従するという意味ですか。

財政委員長～盲従というんでじゃなくてですね。結局婦連という本部があると。今度この規約にもある様であります。結局各市町村単位に婦人会というものがあつて、その下に各校区毎に校区婦人会と部落婦人会という様に組織立ててある様であります。結局中央に負担金を出したからにはですね、各市町村単位の婦人会にも還元できるような事業施策そのものがあつていいんじゃないかと我々も追究したんですが、現段階ではそれが無い訳であります。

19番～いわゆる出し放しでいわゆる中央の財源になつて居る訳ですね。

財政委員長～今の所そうなつております。だからこれは附帯意見にもですね。その点を強く質問もし要請もしてあります。

5番～補足して御説明申し上げます。其今の質問は本当に尤もな質問だと思います。そこで委員会といたしましては分担金に関して如何なる方法で計算されているかということ。そして分担金は収めているんだがそれに対するおん恵は如何なる措置をとられているかといった角度から質問しました所。この分担金の算定方法については参考人として出席された方々は我々を納得させるだけの説明は出来ませんでした。と

ますと、もつともつと分担金が加算される徴収されるということになるんだそうであります。そこで会費だからというんで、それからするというと183番ということになつて、その辺のところは婦人会の幹部としては一寸いたくかゆしの所があるんだということを聞いたのであります。それで委員会といたしましてはこれは今後のことでもありますし、他市町村いわゆる隣接各地区の婦人会の、これからすると分担金ということになりますが、そういつた所をもつと積極的に算定の基準があるはずだがから、こういつたものをつこんで、そして適正な会費なら会費でよろしいと分担金なら尚その分担に対する算定の基礎を適確につかんで図る様にということをこの審査報告の附帯意見にも書いてありますけれども、その分担金に對しましてはそういう様なことになつております。結局会費だということになつております。

19番～中央とのつながりはどうなつていますか。いわゆる婦連というのがありますね。この婦連とここの関係です。会費を収める以上ですね何かそれだけの何がなくちゃいけないですね。

財政委員長～婦連が婦人金に対する。これはですね私の方で積極的に追究し、要望もした訳であります。結局負担金を出し放したと、ちつとも還元して来ないんじゃないかと。

19番～と申しますと結局各地区単位の婦人会が中央を育成するという意味ですか。

財政委員長～育成というんでじやなくしてですね。結局婦連という本部があると。今度この規約にもある様であります。結局各市町村単位に婦人会というものがあり、その下に各校区毎に校区婦人会と部落婦人会という様に組織立ててある様であります。結局中央に負担金を出したからにはですね、各市町村単位の婦人会にも還元できるような事業施策そのものがあつていいんじゃないかと我々も追究したんですが、現段階ではそれが無い訳であります。

19番～いわゆる出し放していわゆる中央の財源になつてゐる訳ですね。

財政委員長～今の所そうなつております。だからこれは附帯意見にもですね。その点を強く質問もし要望もしてあります。

5番～補足して御説明申し上げます。只今の質問は本当に尤もな質問だと思います。そこで委員会といたしましては分担金に関して如何なる方法で計算されているかということ。そして分担金は収めているんだがそれに対するおん意は如何なる措置をとられているかといった角度から質問しました所。この分担金の算定方法については参考人として出席された方々は我々を納得させるだけの説明は出きませんでした。と

申しますのは、その説明の中にこの180\$の分組金、183\$の中
 婦連に対する分組金は180\$でございます。この180\$はじ一円
 時代の18,000円をそのまま180\$にしてあるんというふうに説明
 されております。然らばこの18,000円はどと様に計算されたかと申し
 ますと、とにかく説明はどういうふうに計算されたか、幹部の方さえ
 分かりませんでした。そこでちよう度そこに時間を遅れて出席された稲
 福さんから聞きましたら、隣り近所いわゆる隣接市町村はどうなつて
 いるかと聞きましたら、コザ市の場合は婦人会員が何名いるかはいわ
 ゆる向こうもつかんでないと見えてまして、この員数については説明
 は得られませんでした。70\$しか納めんそうであります。分組金は
 そこで分組金の算定方式についても説明はなかつたし、又同時にコザ
 市が70\$を分組金納めているという話を聞いたんですから、我々とし
 てはこれは不合理である。若し出すべきのは当然出さんといかない
 んですが、その道正であるか、でないかも分らない様な状態だつたら
 これは会員に対して負担を強いるということになるから先ず最初に分
 組金がどういう基準で納り出されているのであるか、それを真先につ
 かんぞその算定方式が納得きなければ婦連と手を切るという所まで
 考えなくちやいかないんじやないかという質問をしましたが、とにかく
 その事につきましては、後で調査して報告するという事になつて
 おります。そこで委員会におきましてその分組金の算定方式は今申
 上げました通りはつきり分っておりません。そして納めた分組金18
 0\$に関連いたしまして婦連から下部組織に対して、いかなるおん恵
 があるか、還元はどういうふうにやられますかという問題を尋ねた所
 たとえば婦連の主体となりましてあみ物講習とか或はその婦連が主体
 による所のそういうものが催されております。その場合特に婦人が主
 体となつてやる場合には料理講習にしても或はあみ物そういったもの
 の場合はその材料というのが要ります。その材料を向こうが買ってい
 るとか、そうするとその材料代に当てているんですかといつたら、ま
 あそういうふうになる。その材料そのものが婦連が婦連自体で或る所
 から全部買い受けて、これを必要な下部組織にもつて来る。そうす
 ると仮に宜野湾市婦人会という立場から見ただけには物の売買には必
 ずそこに利益が生まれます。買った所には利益を必ず生まれるとなり
 ますから、どうせそういう材料をかうんだつたら、その買い求め先は
 宜野湾市内からでも買い求められる。だから宜野湾市内から買いたい
 そういうふうな考えであるんだが、婦連はそうはしてない。従つてそ
 ういうあり方については不満をもっているというふうな幹部の見解で
 ありました。従つて予算を通しての向こうからの補助金とか或はその
 他の名目による所の還元というのは為されておられません。以上補足
 して説明申し上げます。

議長～暫休いたします。(午前11時30分)

議長～再開いたします。(午前11時40分)

申しますのは、その説明の中にこの180\$の分担金、183\$の中
婦連に対する分担金は180\$でございます。この180\$はじ一円
時代の18,000円をそのまま180\$にしてあるんというふうに説明
されております。然らばこの18,000円はどと様に計算されたかと申し
ますと、とにかく説明はどういうふうに計算されたか、幹部の方さえ
分りませんでした。そこでちよう度そこに時間を遅れて出席された稲
福さんから聞きましたら、隣り近所いわゆる隣接市町村はどうなつて
いるかと聞きましたら、コザ市の場合は婦人会員が何名いるかはいわ
ゆる向こうもつかんでないと見えてまして、この員数については説明
は得られませんでした。70\$しか納めんそうであります。分担金は
そこで分担金の算定方式についても説明はなかつたし、又同時にコザ
市が70\$を分担金納めているという話を聞いたんですから、我々と
してはこれは不合理である。若し出すべきのは当然出さんといかない
んですが、その適正であるか、でないかも分らない様な状態だつたら
これは会員に対して負担を強いるということになるから先ず最初に分
担金がどういう基準で割り出されているのであるか、それを真先につ
かんでその算定方式が納得出さなければ婦連と手を切るという所まで
考えなくちやいかないんじゃないかという質問をしましたが、とにか
くその事につきましては、後で調査して報告するという事になつて
おります。そこで委員会におきましてもその分担金の算定方式は今申
上げました通りはつきり分つておりません。そして納めた分担金18
0\$に関連いたしまして婦連から下部組織に対して、いかなるおん恵
があるか、還元はどういうふうにやられますかという問題を尋ねた所
たとえば婦連の主体となりましてあみ物講習とか或はその婦連が主体
による所のそういうものが催されております。その場合特に婦人が主
体となつてやる場合には料理講習にしても或はあみ物そういったもの
の場合はその材料というのが要ります。その材料を向こうが買つてい
るとか、そうするとその材料代に当てているんですかといつたら、ま
あそういうふうになる。その材料そのものが婦連が婦連自体で或る所
から全部買い受けて、これを必要な下部組織にもつて来ると、そうす
ると仮に宜野湾市婦人会という立場から見た場合には物の売買には必
ずそこに利益が生まれます。買った所には利益を必ず生まれるとなり
ますから、どうせそういう材料をかうんだつたら、その買い求め先は
宜野湾市内からでも買い求められる。だから宜野湾市内から買いたい
そういうふうな考えであるんだが、婦連はそうはしてない。従つてそ
ういうあり方については不満をもっているというふうな幹部の見解で
ありました。従つて予算を通しての向こうからの補助金とか或はその
他の名目による所の還元というのは為されておられません。以上補足し
て説明申し上げます。

議長 長～暫休いたします。(午前11時30分)

議長 長～再開いたします。(午前11時40分)

- 1 番～只今の歸連の分組金についてでございますけれども、コザ市と比較した場合におきまして、コザ市の分組が70\$、当市が180\$となっている様でございますけれども、

財政委員長長一寸訂正しますがね、コザは80\$です。

- 5 番～80\$ですか、失礼いたしまして先程70\$と申し上げましたのは80\$の誤りでありますので、訂正いたします。

- 1 番～じやその様に訂正いたしまして、コザ市の負担が80\$ということになつてゐる様でございますが、コザ市と当市の場合総人口からおして来まして約1.6倍強になつております。然し当市の分組金はコザ市の80\$に比較して考えると約50\$位の負担ということになりまし現在の180\$の総員額から約130\$位の軽減が考えられる訳でございます。もち論この分組金の算定につきましては当市が正当であるのか或はコザ市の分組がいわゆる不当に軽減を図つてゐるのか、その辺の所は現在の所不明でございますけれども、仮に片方がそういつた非常に少い金額を負担していると然もその対象は歸連という全歸人の機関に対してでございますので、原則的には平等に分組すべきではないかというふうに考えられる訳です。それで当委員会はですね、この分組金の内容が不明確にもかかわらず歸入会の事業内容その原案をそのまま了承いたしまして、その要額をのんだということにつきまして充分納得のいく様説明して載きたいとこういうふうに考えております。

財政委員長～今先石川副委員長からも説明のありました通りであります。この分組金が不明確にもかかわらずという今天久議員からのお話ですが不明確ではない訳です。結局ここでは分組金と予算書にはなつておりますが、いわゆる前会長、それから福祉社会教育主事を呼んでいろいろと積極的な質問をいたしました所、實際は歸連の予算においては会費だと1人当り年間10\$セントの会費になつてゐると、それでこれは何故そうなつてゐるかというと歸入会の幹部当局といたしまして、いわゆる歸連における所の会費の算定方法がはつきり分つてゐない。只分つてゐるのは年間1人10\$セントだということであつたと、それが1つそれからこれは江戸時代からのずつとそういうふうになつてゐるというが1つで委員会としましては、このコザ市が現在の所80\$負担してゐるそうであります。で知もいろいろ説明がありましたが、實際においては本市よりもコザ市の方が数倍もこの会員は多いんじゃないかと、ひよつとすると或は少いかも知らないが、まあ多いんじゃないかというのが普通の見方じゃないかと思つておりますが、で委員会といたしましてこの問題につきましては、会費にはなつてゐるけれども会費にる分組金にしろとにかく適確な算定基準、会費ならば1人当り年間10\$セントだということ、それで済まされ

- 1 番～只今の婦連の分担金についてでございますけれども、コザ市と比較した場合におけまして、コザ市の分担が70\$、当市が180\$となっている様でございますけれども。

財政委員長一寸今訂正しますがね、コザは80\$です。

- 5 番～80\$ですか。失礼いたしまして先程70\$と申し上げましたのは80\$の誤りでありますので、訂正いたします。

- 1 番～じやその様に訂正いたしまして、コザ市の負担が80\$ということになつて居る様でございますが、コザ市と当市の場合総人口からおして来まして約1.6倍強になつております。然し当市の分担金はコザ市の80\$に比較して考えると約50\$位の負担ということになりまして現在の180\$の総員額から約130\$位の軽減が考えられる訳でございます。もち論この分担金の算定につきましては当市が正当であるのか或はコザ市の分担がいわゆる不当に軽減を図つて居るのか、その辺の所は現在の所不明でございますけれども、仮に片方がそういつた非常に少い金額を負担していると然もその対象は婦連という全婦人の機関に対してでございますので、原則的には平等に分担すべきではないかというふうに考えられる訳です。それで当委員会はですね、この分担金の内容が不明確にもかかわらず婦人会の事業内容その原案をそのまま了承いたしまして、その要額をのんだということにつきまして充分納得のいく様説明して載きたいところというふうに考えております。

財政委員長～今先石川副委員長からも説明のありました通りであります。この分担金が不明確にもかかわらずという今天久議員からのお話ですが不明確ではない訳です。結局ここでは分担金と予算書にはなつておりますが、いわゆる前会長、それから福祉社会教育主事を呼んでいろいろと積極的な質問をいたしました所、実際は婦連の予算においては会費だと1人当り年間10\$セントの会費になつて居ると、それでこれは何故そうなつて居るかという婦人会の幹部当局といたしましても、いわゆる婦連における所の会費の算定方法がはつきり分つていない。只分つて居るのは年間1人10セントだということであつたと、それが1つそれからこれはビー円時代からのずっとそういうふうになつて居るというが1つで委員会といたしましては、このコザ市が現在の所80\$負担して居るそうであります。で先もいろいろ説明がありましたがけれども、実際においては本市よりもコザ市の方が数倍もこの会費は多いんじゃないかと、ひよつとすると或は少いかも知らないが、まあ多いんじゃないかというのが普通の見方じゃないかと思つて居ますが、で委員会といたしましてもこの問題につきましては、会費にはなつて居るけれども会費にしろ分担金にしろとにかく適確な算定基準。会費ならば1人当り年間10セントだということで、それで済まされ

る問題であるかどうかということのいろいろと追究いたしました所、婦人会当局といたしましてもこの問題に對しましてはもつと積極的に今後強く訴へて見たいと、でこれが適正な会費でもない分損金でもないというなれば、婦人会が毎連と手を切つてでも本会の事業をスムーズにやつて行けるかどうかというつ込んだ話までやつたのでありますが、然し前会長におきましては手を切るとか切らないとか、そういう問題までは考えていないと、然し事この会費が全りゆう約にこの均こうがうまく行つていないか、いなかば結局婦人会の今後の会活動において、非常にスムーズに行くかどうかにおいて大きな問題があるのので、この点を強く我々といたしましてもつ込んだ質問をして適正な算定基準で出きる様にと強く要望した訳でありますので、仮に一番さんがおつしやる様に分損金が適正な算定によつてもつと削減されると、もつと少くなつた場合にはこの市からの補助に關係するかというお話がございしますが、そういつた事はふれてない訳であります。結局仮によろば本部に對する会費或は分損金が半分に減ろうか或は全額なくなるうが市は市としてのそういう特殊団体でもありますし、相応の補助を興えて会の活動運営が支障ない様にさせるのが妥当でないかと考えております。で会費が仮に削減した場合には結局会員自体の会費をそこに軽減させるか、或は従来通りの会費を徴収するならば、他の事業面にプラス出きる様にするとかいつた様な積極的な意欲を会としては持つている様であります。

- 1 番～只今の御見解は一応了承出来るものでございますが、只一つ市が補助を交付するという立場に立つた場合におきまして、いわゆる婦人会の総合的活動によつてこれだけの経費が要するんだが、これだけの補助をしてくれという様な内容になっている訳であります。従つて若し婦連の会費の分損がコサ市に比較して相当の減額を見ようという様なこととあれば原則としてその金はうくと、従つて補助金もその分は差し引かれますというのが通常の考え方であると、そういうふうには私は考えておりますが、それについて委員会としてはどうお考えであるか。うかない場合は当然この補助額の助成ということになる訳でございますが、若しういた場合には、その金は剰余金だというふうに現時点では考えられると、従つてこの問題につきましては充分補助の交付について負担をつけるべきだというふうにお考えをもち論議する市が正當に負担を分担しているんであればいわゆるこの均こうを欠いているコサ市に對しましては、その分増額を要請してそれによつて又婦連そのものの活動がもつと充実して行くというふうになりますので、非常にこれは重要な問題だと思います。

財政委員長～婦連への分損金の軽減によつて市からの補助とのにらみ合せ、軽減ということは一応考えられんこともないと思うんですけども結局昭和65年度においては果してこの分損金が軽減されてかどうか我々も疑問にもつています。然しながら婦人会の幹部といたしましては極

る問題であるかどうかということを経いろいろと追究いたしました所、婦人会当局といたしましてはこの問題に対しましてはもつと積極的に今度強く訴えて見たいと、でこれが適正な会費でもない分担金でもないというなれば、婦人会が婦連と手を切つてでも本会の事業をスムーズにやつて行けるかどうかというつ込んだ話までやつたのでありますが、然し前会長におきましては手を切るとか切らないとか、そういう問題までは考えていないと、然し事この会費が全りゆう的にこの均こうがうまく行つていないか、いないかは結局婦人会の今後の会活動において、非常にスムーズに行くかどうかにおいて大きな問題があるので、この点を強く我々としていたしましてもつ込んだ質問をして適正な算定基準で出きる様にと強く要望した訳でありますので、仮に1番さんがおつしやる様に分担金が適正な算定によつてもつと削減されると、もつと少くなつた場合にはこの市からの補助に関係するかというお話がございしますが、そういう事はふれてない訳であります。結局仮によれば本部に対する会費或は分担金が半分に減ろうが或は全額なくなろうが市は市としてのそういう特殊団体でもありますし、相応の補助を興えて会の活動運営が支障ない様にさせるのが妥当でないかと考えております。で会費が仮に削減した場合には結局会員自体の会費をそこに軽減させるか、或は従来通の会費を徴収するならば、他の事業面にプラス出きる様にするとかいつた様な積極的な意欲を会としては持つている様であります。

- 1 番～只今の御見解は一応了承出来るものでございますが、只1つ市が補助を交付するという立場に立つた場合におきまして、いわゆる婦人会の総合的活動によつてこれだけの経費が要るんだが、これだけの補助をしてくれという様な内容になつてゐる訳であります。従つて若し婦連の会費の分担がコザ市に比較して相当の減額を見えるという様なことであれば原則としてその金はうくと、従つて補助金もその分は差し引かれるというのが通常の考え方であると、そういうふうに私は考えておりますが、それについて委員会としてはどうお考えであるか。うかない場合は当然この補助額の助成ということになる訳でございしますが、若しういた場合には、その金は剰余金だというふうに現時点では考えられると、従つてこの問題につきましては充分補助の交付について条件をつけるべきだというふうに考えましてもち論宜野済市が正当に負担を分担しているんであればいわゆるこの均こうを欠いているコザ市に対しましては、その分増額を要請してそれによつて又婦連そのものの揺動がもつと充実にいくというふうになりますので、非常にこれは重要な問題だと思います。

財政委員長～婦連への分担金の軽減によつて市からの補助とのにらみ合せ、軽減ということは一応考えられんこともないと思うんですけども結局昭和55年度においては果してこの分担金が軽減されてかどうか我々も疑問にもつています。然しながら婦人会の幹部といたしましては極

力この分担金の算定基準ですね、この分に対して積極的にもつとつ込んだ質問をいたしまして軽減させる様に努力をさせるんだと、そしてこれが仮に努力した結果分担金が或る程度の減額になつた場合には幹部といたしましては結局会費、婦人会員の会費を考慮する、或はまた事業面にプラス出きる様に考慮するんだということをいつております

- 1 番～会費の軽減を図るということは非常に結構なことだと思います。然しあくまでもこの問題については条件を付して軽減した分に対する額については改めてその事業の内容ですね、更に市の方に申請して新しい事業活動をしてもらおうという方向にしほつて載かないとですね、軽減したから又会費を軽減すると、そういうことになればそもそもその補助の精神が生きて来ない訳です。したがつてそこは充分検討の余地があると思うんです。

財政委員長～ですからね、おつしやる通りですねこの通り確定した訳ではない訳ですよ、結局分担金ですね、その算定方法が確かに不適確であるということにはつきりしている訳ですよ、コサが80%ですからね、それははつきりしているんだが前会長、現会長或は社会教育主事あたりののはだを聞いて聞くと、この分担金に対して今後大いに折衝するんだと、それで果して折衝のあかつき、これが軽減されればこれに越したことはないから、その軽減された額はどうするかといったことは、これは婦人会としても只4名の出席者ですから、はつきりどうということはいえないと思うんですよ、結局婦会に回つてやるべきだと思うんですが、結局幹部のはだといたしましては仮に分担金が強力な折衝によつて軽減されたと、その軽減のしわ寄せはどこに持つていくかと結局会員間の会費の減額とそれから事業にプラス出来る様にするということとは考えられるんだということをいつた訳ですね、だからこの分担金の軽減によつて市からの補助のどうのこうのということは現段階においてはこれは考えていないのでございます。

- 1 番～大体趣旨はよく分かりましたけれども、これは市町村自治法の第36条の第12項、これによりまして議会は総合調整権がある訳でありますしたがつてこの問題につきましてはあくまでも軽減を図れた時におきましては当然この用途については市の方に（上申ををして）新しい事業に回すんだという式でこの条件で市の補助金をですれ交付すべきであるというふうに考える訳であります。それにつきましてどういうふうなお考えでありますか。

財政委員長～そこまでは委員会としてはどうという線は打出してはなかつた訳です。

- 1.5 番～この交通安全母の会の件についてお伺いいたします。これは婦人会の仕事として入つたものか又会員でなくても都管内で個人的に積極的に参加なされているか、婦人会の会員としての事業としての一環として

力この分担金の算定基準ですね、この分に対して積極的にもつとつ込んだ質問をいたしまして軽減させる様に努力をさせるんだと、そしてこれが仮に努力した結果分担金が或る程度の減額になった場合には幹部といたしましては結局会費、婦人会員の会費を考慮する。或はまた事業面にプラス出きる様に考慮するんだということをいつております

- 1 番～会費の軽減を図るということは非常に結構なことだと思います。然しあくまでもこの問題については条件を付して軽減した分に対する額については改めてその事業の内容ですね、更に市の方に申請して新しい事業活動をしてもらうという方向にしばつて載かないとですね、軽減したから又会費を軽減すると、そういうことになればそもそもその補助の精神が生きて来ない訳です。したがってそこは充分検討の余地があると思うんです。

財政委員長～ですからね、おつしやる通りですねこの通り確定した訳ではない訳ですよ、結局分担金ですね、その算定方法が確かに不適当であるということははつきりしている訳ですよ、コザが80万ですからね。それははつきりしているんだが前会長、現会長或は社会教育主事あたりののはだを割つて聞くと、この分担金に対して今後大いに折衝するんだと、それで果して折衝のあかつき、これが軽減されればこれに越したことはないから、その軽減された額はどうするかといったことは、これは婦人会としても只4名の出席者ですから、はつきりどうということはいえないと思うんですよ、結局総会に因つてやるべきだと思うんですが、結局幹部のはだといたしましては仮に分担金が強力な折衝によつて軽減されたと、その軽減のしわ寄せはどこに持つていかと結局会員間の会費の減額とそれから事業にプラス出来る様にするということは考えられるんだということをいつた訳ですね。だからこの分担金の軽減によつて市からの補助のどうのこうのということは現段階においてはこれは考えていないのでございます。

- 1 番～大体趣旨はよく分かりましたけれども、これは市町村自治法の第36条の第12項、これによりまして議会は総合調整権がある訳でありますしたがつてこの問題につきましてはあくまでも軽減を図れた時におきましては当然この使途については市の方に（上申ををして）新しい事業に回すんだという式でこの条件で市の補助金をですね交付すべきであるというふうに考える訳であります。それにつきましてどういふうなお考えでありますか。

財政委員長～そこまでは委員会としてはどうという線は打出してはなかつた訳です。

- 15 番～この交通安全母の会の件についてお伺いいたします。これは婦人会の仕事として入つたものか又会員でなくても部落内で個人的に積極的に参加なされているか、婦人会の会員としての事業としての一環として

のものか、その辺のところをお伺いします。

財政委員長～組織については私の方としても委員会の方としてもお聞きしたの
であります。交通安全母の会はイコールこの宜野湾市婦人会全会
員である訳です。

15番～この事業というのは今本土でも相当問題になっております。いわゆる
本土できい色いママさんとして問題になっておりますけれども、これ
は本来ならば当然国家的な事業であります。市乃至政府の財政の逼迫
のしわよせとして婦人たちが放つて置く訳にも行かないので、当然や
っている訳であります。財政委員の皆様方が審査する過程におきま
して、そういった関係当局に陳情なり善処方の要望なりをしたという
様なことは審査の過程では見受けられなかったかどうか、そのへんを
お伺いします。

財政課長～交通安全母の会自体がですね。

15番～はい。

財政委員長～交通安全母の会自体としては別に只今おつしやる様なことはない
んですが、結局委員会といたしましては、母の会というのは婦人会1
1人が全部会員だそうです。それでそういうふうに別個に予算ももた
れておりますが、結局宜野湾市婦人会の中の交通安全母の会員が、そ
ういった児ども、子供たちの出校、下校に対する処の交通の指導をや
るんだと母がこれはやるんだという意味のことで、別個な会自体じや
ない訳なんです。

15番～婦人会の予算とこれとの関係はどうなっておりますか。多分これは予算
を要すると思うんですがね。

財政委員長～ここにある通りでありまして結局65年度の婦人会の予算から見
ますとですね、別に母の会の会だけの収支予算というのはない訳なん
ですね。1つの婦人会の母体による所の会でありますのでこの会によ
つて事業をついていくという様なことになっております。

15番～当然これはですね、又は審査の対象にはならなかったかも知れませんが、
もともとこれは当然政府あたりがやるべき事業である。というの
は交通はひん繁になるし、信号機は設置されないという所からこれは
交通安全母の会が生れたのであつて決して婦人会の事業の一環として
は本来はあるべきすがたではないと思います。この辺も今後予算と関
連いたしまして指導助言なりやつていきたいと思います。

議長～質疑も大体つきた様でありますので、これをもつて委員会の報告を終る

のものか、その辺のところをお伺いします。

財政委員長～組織については私の方としても委員会の方としてもお聞きしたのでありますが、交通安全母の会はイコールこの宜野湾市婦人会員全会員である訳です。

15番～この事業というのは今本土でも相当問題になつております。いわゆる本土できい色いママさんとして問題になつておりますけれども、これは本来ならば当然国家的な事業であります。市乃至政府の財政の逼迫のしわよせとして婦人たちが放つて置く訳にも行かないので、当然やっています訳であります。が、財政委員の皆様方が審査する過程におきまして、そういつた関係当局に陳情なり善処方の要望なりをしたという様なことは審査の過程では見受けられなかつたかどうか。そのへんをお伺いします。

財政課長～交通安全母の会自体がですね。

15番～はい。

財政委員長～交通安全母の会自体としては別に只今おつしやる様なことはないんですが、結局委員会といたしましては、母の会というのは婦人会1人1人が全部会員だそうなんです。それでそういうふうに別個に予算ももたれておりますが、結局宜野湾市婦人会の中の交通安全母の会員が、そういつた児どう、子供たちの出校、下校に対する処の交通の指導をやるんだと母がこれはやるんだという意味のことで、別個な会自体じゃない訳なんです。

15番～婦人会の予算とこれとの関係はどうなつていますか。多分これは予算を要すると思うんですがね。

財政委員長～ここにある通りでありまして結局65年度の婦人会の予算から見ますとですね、別に母の会の会だけの収支予算というのではない訳なんです。1つの婦人会の母体による所の会でありますのでこの会によつて事業をついていくという様なことになつております。

15番～当然これはですね、又は審査の対象にはならなかつたかも知れませんが、もともとこれは当然政府あたりがやるべき事業である。というのは交通はひん繁になるし、信号機は設置されないという所からこれは交通安全母の会が生れたのであつて決して婦人会の事業の一環としては本来はあるべきすがたではないと思います。この辺も今後予算と関連いたしまして指導助言なりやつていたらきたい。

議長～質疑も大体つきた様でありますので、これをもつて委員会の報告を終る

議長～本案に対する討論を求めます。

1 番～本陳情につきましては、市の公共団体で最も活発な活動をいたしておりますのは、婦人会の問題でございますが、当然本陳情は採択すべきであるというふうに考える訳であります。それに審査の過程におきまして毎週への分組金180\$の分組金の内容が非常にむい味である。と他市町村と比較して市が過重な負担をしているということになつておりました。自然的にそのしわよせが補助額にも影響する様な状態になつておる訳でございます。従いまして原則として本陳情を採択するにしても一応そのことについて条件を付して万一毎週への分組金が軽減される場合はそのういた分に対しては新しい事業に使つてもらふという条件を付けて本陳情を採択することに私は賛成いたします。

議長～他にありませんか、發つた御意見もないようでありますので、討論を打切ることいたします。

議長～陳情第3号、市婦人会への補助金交付方陳情についてを賛決に付します。

議長～委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので委員会案通り採択することに決定いたします。

議長～次は日程第17、陳情第4号、市青年連合会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。本案は財政委員会に付託してありました。が、委員会より報告書が参つておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～委員長長の報告を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時13分)

議長～再開いたします。(午前11時15分)

財政委員長～青年会への補助金交付方の審査の経過を御報告いたします。青年会の今回の趣意はこのプリントにもあります通りで、結局青年会活動が1ヶ年間の空白があつたと、その停滯した原因を精算していわゆる青年会としての本来の使命に基いて再補足して充分な会活動を推進していくという様な趣意であるんだが、然し青年会といたしましてもこの会活動を推進していくには会員間の会費負担ではいわゆる会活動にはいささか不充分であるという意味合いで、この市からの援助をあ

議 長～本案に対する討論を求めます。

- 1 番～本陳情につきましては、市の公共団体で最も活発な活動をいたしておりますのは、婦人会の問題でございますが、当然本陳情は採択すべきであるというふうに考える訳であります。それに審査の過程におきまして婦連への分担金180\$の分担金の内容が非常にむい味である。と他市町村と比較して市が過重な負担をしているということになつておりまして自然的にそのしわよせが補助額にも影響する様な状態になつている訳でございます。従いまして原則として本陳情を採択するにしても一応そのことについて条件を付して万一婦連の分担金が軽減される場合はそのういた分に対しては新しい事業に使つてもらはうという条件を付けて本陳情を採択することに私は賛成いたします。

議 長～他にありませんか、變つた御意見もないようでありますので、討論を打切ることいたします。

議 長～陳情第3号、市婦人会への補助金交付方陳情についてを表決に付します。

議 長～委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので委員会案通り採択することに決定いたします。

議 長～次は日程第17、陳情第4号、市青年連合会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。本案は財政委員会に付託してありました。但し、委員会より報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～委員長の報告を求めます。

議 長～暫休いたします。(午前11時13分)

議 長～再開いたします。(午前11時15分)

財政委員長～青年会への補助金交付方の審査の経過を御報告いたします。青年会の今回の趣旨はこのプリントにもあります通りで、結局青年会活動が1ヶ年間の空白があつたと、その停滞した原因を精算していわゆる青年会としての本来の使命に基いて再発足して充分な会活動を推進していくという様な態で前であるんだが、然し青年会といたしましてもこの会活動を推進していくには会員間の会費負担ではいわゆる会活動にはいささか不十分であるという意味合いで、この市からの援助をあ

おいで会活動にはく車をかけて行こうということでもあります。でこの青年会の指図に当りましては一応関係者を呼びまして審査いたしまして、一応会長は是非来ていただきたいという事で事務局を通じて連絡いたしましたんですが、何しろあの委員会をやるときにその日の夕方連絡をした様であります。所が会長はコザ高校の教員である関係で当初予定であつたんですが、会長はコザ高校の教員であるので、午後が良いだらうということよく日の午後2時にやらないかということで、いろいろの~~学校~~の仕事の関係でお見えにならないかということで、先ず青年会の参予である所の伊佐善きそれから根本利光それから事務局の仲村元春、この三氏の出席を御願いしまして62年度からの予算決算、それから今日に至るまでの事業計画、そういうものは1ヶ月の間における所の青年会の空白事情、これは今後補足する様な事は構えと、そういう様なものから角度からしまして青年会の過去の事情を聴取したり、質問したりして審査をした様な訳であります。で結局この採択の理由にもありますとおりで青年は将来の地域社会における所の指導的役割が非常に大きいと、同時に密接な関係があるために教員或は社会全体責任の啓蒙もといつたのが非常に必要であります。でそういう様な社会全体責任の啓蒙もといふことが結局この目的達成に必要なことでありまして、青年会といましては過去におけるいろいろな空白がありまして、これを何とかして解消して今後の歩むべき道を一応方針を立てて青年会活動を取らなくちゃいかないという様なことであります。その場合に今後市の青年活動において、この決定の理由にもあります通り、青年会の特にこの幹部が政治的に中立の立場を維持して行くと、持つて行くことが一つの至上命令であるというのを、その意味合いを委員会としても質しました所出席した幹部もそれを了承して今後ともそういう面を維持して青年会の趣旨、基本的な立場に立つて指導し運営して行くということを了承したので、委員会といましては別に留保した少数意見は全然なかつたのであります。附帯意見といましてはこの報告書の末びにもありますとおり青年会の運営活動は特定政党のこう束縛を受けるは行かないと、であるから市当局もこの青年会の活動に対してはこういう点に留保されまして積極的に高懸に指導していただきたいという事を委員会といまして附帯意見とした様な訳であります。簡単にさせていただきますが、委員会が審査した内容は以上のとおりであります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～審査の方法としてその人たちを呼んで組織について説明を聴取したということになっておりますが、1ヶ月間の空白があつたと今先委員長さんは報告されておりますが、この1ヶ月間の空白の原因はなにかあつたか。

おいで会活動にはく車をかけて行こうということでもあります。でこの青年会の指票に当りましては一応関係者を呼びまして審査いたしました。が、一応会長は是非米で載き度いという事で事務局を通じて連絡いたしましたんですが、何しろあした委員会をやるときにその日の夕方連絡をした様であります。所がこの会長はコザ高校の教員である関係で当初はそういつたことも委員会としては知らずによく日の午前中にやる予定であつたんですが、会長はコザ高校の教員であるので、午後が良いだらうということよく日の午後2時にやることにしたんですが、いろいろの社長の仕事の関係でお見えにならないということで、先ず青年会の参与である所の伊佐善きそれから松本利光それから事務局の仲村元春、この三氏の出席を御願いしまして〇2年度からの予算決算、それから今日に至るまでの事業計画そういったもの或は1ヶ年間における所の青年会の空白事情或は今後満足する様なはだ構えと、そういった様なあらゆる角度からしまして青年会の過去の事情を聴取したり、質問したりして審査をした様な訳であります。で結局この採択の理由にもありますとおりで青年は将来の地域社会における所の指導的役割が非常に大きいと、同時に密接な関係があるために教養或は社会全体責任の啓もうといったのが非常に必要であります。でそういった様な社会全体責任の啓もうとかいうことが結局この目的達成に必要でありまして、青年会といたしましては過去におけるいろいろな空白がありまして、これを何とかして解消して今後の歩むべき道を一応方針を立てて青年会活動を取らなくちゃいけないという様なことであります。その場合に今後市の青年活動において、この決定の理由にもあります通り、青年会の特にこの幹部が政治的に中立の立場を維持して行くと、持つて行くことが1つの至上命令であるということ。で、その意味合いを委員会としても質しました所出席した幹部もそれを了承して今後もそういった面を維持して青年会の趣旨、基本的な立場に立つて指導し運営して行くということを了承したので委員会といたしましてもこの陳情案件を採択した様な訳であります。この審査に当りまして委員会といたしましては別に留保した少数意見は全然なかつたのであります。附帯意見といたしましてはこの報告書の未びにもありますとおり青年会の運営活動は特定政党のこう束は受けては行けないと、であるから市当局もこの青年会の活動に対しましてはこういふ点の留保をされまして積極的に高度に指導していただきたいということを委員会といたしましても附帯意見とした様な訳であります。簡単ではございますが、委員会が審査した内容は以上のとおりであります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～審査の方法としてその人たちを呼んで組織について説明を聴取したということになっておりますが、1ヶ年間の空白があつたと今先委員長さんは報告されておりますが、この1ヶ年間の空白の原因はな辺にあるか。

財政委員長～この点は非常に重要な問題であります。ということは本市からの補助を与えてありながらそういう原因追究ということは、これは非常に重大な問題が大きいのであります。で委員会といたしましては62年度の青年会の会長は田吉真保氏であつたと、で63年の3月に任期満了になつたと、でこの任期満了に当つたんだが、役員の事務引継ぎ或はそういった予算の引継ぎはなかつたというのが1つ、それから当時の幹部が何となく閉切つた様な運営をしていないために総会その他役員会を招集しても一向にこの集りが恐かつたという様な実情にあつたのであります。そういった様な事情で会員間がこの青年会幹部に対するいろいろな不平があつた様でここに1年間空白が出来た様な訳であります。

19番～この引継ぎがうまくいかなかった様であります。私一寸調べておりませんので、はつきりは分りませんが何年こういつた青年会に対する補助金というものは出ていると思うんですが、そういった点はどうなつていますか、この年度62年度からのですね、空白期間のいわゆる補助金ですよ。

財政委員長～64年度はなくてですね、市からの補助は63年度におぎいてはこの300万の補助を与えた、それで去つた2月でしたか、会計検査をいたしました所63年度においては30万の補助も与えているんだが証ひよう書類といった様な書類を出す様にと、当局からも又会計検査委員の方から要請したんですが、請求したんですが、そういった書類も出しておりません、過去の事情はそういった様になつております。

19番～62年の4月から63年の3月までのいわゆる青年会活動というものは実際やられていたかどうかですね、そしてその後63年の4月から64年本年の4月までが空白であつたと、そうした場合に結局62年度から63年度にかけては事業は実際やつたけれどもその同様の報告というのは全然やられていないと、そして63年の3月にはこういった事務引継ぎは全然なかつたと、現在引継ぎが全然ないものをですね、どういふように今度はどういふように組織化したかどうか。

財政委員長～これはですね、この組織化につきましてはですね、去つた6月の13日にですね、この準備委員というものをつくつて、そして青年会連合会というのを発足させた様な経過の様ですね。

19番その間にいわゆる300万の補助をして実際に事業は執行されているがこの内容については当局自身として全然つかんでないと、もちろんいわゆる連合青年会はこれは当然当局自身として指導すべきであると、こう考える訳であります。そういった青年会のいわゆる停滞になつた1つの原因について当局は追究し、かつ指導助言をしたことがあります。

財政委員長～この点は非常に重要な問題であります。ということは本市からの補助を与えてありながらそういう原因追究ということは、これは非常に重大で問題が大きいのであります。で委員会といたしましては62年度の青年会の会長は国吉眞保氏であつたと、で63年の3月に任期満了になつたと、でこの任期満了に当つたんだが、役員の事務引継ぎ或はそういった予算の引継ぎはなかつたというのが1つ。それから当時の幹部が何となく割切つた様な運営をしていないために総会その他役員会を招集しても一向にこの集りが愚かつたという様な実情にあつたのであります。そういった様な事情で会員間がこの青年会幹部に対するいろいろな不平があつた様でここに1ヶ年間の空白が出来た様な訳であります。

19番～この引継ぎがうまくいかなかった様であります。私一寸調べておりませんので、はつきりは分りませんが例年こういった青年会に対する補助金というものは出ていると思うんですが、そういった点はどうなっていますか、この年度62年度からのですね。空白期間のいわゆる補助金です。

財政委員長～64年度はなくてですね。市からの補助は63年度におけいてはこの300\$の補助を与えたと、それで去つた2月でしたか、会計検査をいたしました所63年度においては30\$の補助も与えているんだが証ひよう書類といった様な書類を出す様にと、当局からも又会計検査委員の方から要望したんですが、請求したんでありますが、そういった書類も出しておりません。過去の事情はそういった様になつております。

19番～62年の4月から63年の3月までのいわゆる青年会活動というものは実際やられていたかどうかですね。そしてその後63年の4月から64年本年の4月までが空白であつたと、そうした場合に結局62年度から63年度にかけては事業は実際やつたけれどもその内容の報告というのは全然やられていないと。そして63年の3月にはこういった事務引継ぎは全然なかつたと。現在引継ぎが全然ないものをですね。どういふふうに今度はどういふふうに組織化したかどうか。

財政委員長～これはですね、この組織化につきましてはですね、去つた6月の13日にですね。この準備委員というものをつくつて、そして青年会連合会というのを発足させた様な経過の様ですね。

19番その間にいわゆる300\$の補助をして実際に事業は執行されているがこの内容については当局自体として全然つかんでないと、もち論いわゆる連合青年会はこれは当然当局自体として指導すべきであると、こう考える訳であります。そういった青年会のいわゆる停滞になつた1つの原因について当局は追究し、かつ指導助言をしたことがあります。

すかどうか、その点についてお伺いします。

市長～今の委員長がおつしやる様に去年は去つたあの費目存置にして補助金を金割出さなかつた場合に予算の補助の要求は来ておりませんですが、そこで目録で（あなた方の情報を充分察知してやるべきものにはやるんだが、充分なあなたがたの事業の方針等を知らない限り、議会に対しては質問に答えがでないの、それを充分事業計画をして出す様にいつて別れて、その後には会長は私のところへも来ないし、それから次に社会教育主事を通じてですね、今までの予算の要求通りでちゃんと作つて持つて来る様にということをおつしやる方にお願ひして新荷させましたけれどもおつしやる様に次から引継がれなくなつたらしい、それで（よしもう来ないから今年には上げんことにしよう）ということになつた訳です、それから社会教育主事を通じて、そのまゝじやいかんから何とかこの青年会を盛り立ててもらうにしようというので、今のような何とか進めている様ですが、結成の準備委員会をもつて再進呈するという様な方向に至っている訳であります

議長～暫休憩いたします。（午後12時31分）

議長～再開いたします。（午後12時32分）

- 1 番～今執行部からの説明によりまして63会計年度におきまして3000の補助金を与えたと、然しこの3000の使途について明細書を提出する様要求したが現在に至つても提出が為されていないという説明がございましたけれども、それは間違いはないですか。

議長～暫休憩いたします。（午後12時34分）

議長～再開いたします。（午後12時35分）

- 1 番～青年活動が停止した原因につきましてはまだ正確な説明を受けておりませんので先程の委員長の説明に予算の引継ぎがなかつたと、更に総会や役員会においても集りが悪かつたという2点を説明してございしたけれども予算の引継ぎがなかつたということにつきましては、市の方におきましては、63年度に3000の補助金を交付してあります、その使途につきましては充分な明細資料がなないということについては、これは非常に重要な問題でございしますが、その点についてもう少し具体的に御説明願ひします。

財政委員長～この63会計年度において市の方が3000の補助金を与えておりますが、一昨今日はよく覚えておりませんが、去つた2月頃だつたと思うんですが、この会計年度の場合にもこの63会計年度における所の3000の補助金の使途を調査すべくこの関係部ひよう書類を提

すかどうか、その点についてお伺いします。

市長～今の委員長がおつしやる様に去年実は去つたあの費目存置にして補助金を全然出さなかつた場合に予算の補助の要求は来ておりませんですが、そこで口頭で（あなた方の何を充分察知してやるべきものにはやるんだが、充分なあなたがたの事業の方針内容を知らない限り、議会に対しても質問に答えが出きないので、それを充分事業計画をして出す様にといつて別れて、その後は会長は私のところへも来ないし、それから次には社会教育主事を通じてですね、今までの予算の要求通りでちゃんと作つて持つて来る様にということを社会教育主事の方にお願ひして折衝させましたけれどもおつしやる様に次から引継がれなくなつたらしい。それで（よしも来ないから今年は上げんことにしよう）ということになつた訳です。それから社会教育主事を通じて、そのままじやいかんから何とかこの青年会を盛り立ててもらふようにしてもらいたいというので、今のような何とか進めている様ですが、結成の準備委員会をもつて再発足するという様な方向に至つている訳であります

議長～暫休憩いたします。（午後12時31分）

議長～再開いたします。（午後12時32分）

- 1 番～只今執行部からの説明によりまして63会計年度におきまして300\$の補助金を与えたと、然しこの300\$の用途について明細書を提出する様要求したが現在に至つても提出が為されていないという説明がございましたけれども、それは間違いはないですか。

議長～暫休憩いたします。（午後12時34分）

議長～再開いたします。（午後12時35分）

- 1 番～青年活動が停止した原因につきましてはまだ適確な説明を受けておりませんので先程の委員長の説明に予算の引継ぎがなかつたと、更に総会や役員会においても集りが悪かつたという2点を説明してございましたけれども予算の引継ぎがなかつたということにつきましては、市の方におきましては、63年度に300\$の補助金を交付しております。この用途につきましては充分な説明資料がなげないということについては、これは非常に重要な問題でございますが、その点についてもう少し具体的に御説明願ひします。

財政委員長～この63会計年度において市の方が300\$の補助金を与えておりますが、一寸今日はよく覚えておりませんが、去つた2月頃だつたと思うんですが、この会計検査の場合にもこの63会計年度における所の300\$の補助金の用途を検査すべくこの関係証ひよう書類を提

出席する様請求しましたが実際にそれを出しもしなかつたということとそれからこの会がいわゆる1962年度の会長であつた岡青保氏の参事との意見を聞くという結局62年度の会長であつた岡青保氏の参事が63年の3月に任期満了なつたと、で任期満了なるといふ役員改選、そういつたことが起るんですが、その時の役員による所の事務引継ぎが全然出さなかつた、役員の事務引継ぎが出さないということとは結局当時の予算、決算のそれも提出がなかつた、そういうふうにしておりまして、それでこの出席された3名の参事の話を聞きましてという6月の13日に準備委員会というものを設置しまして今日で来た様な状態になっております。

- 1 番～予算の引継ぎがなかつたということは1つの既成の事実でございますが何故その引継ぎがなかつたかですね、委員会としては調査されなかつたかですか。

財政委員長～この何故出さなかつたかという理由について結局出席された3名の答弁としては全然引継ぎが出来なかつた、何故出来なかつたかというところを込んで聞いたんですが、何故つて結局出来なかつたから出来なかつたという訳ですがね、当日はですね委員会としても過去のそういう証ひよう書類も関係書類も持つて来る様にといいことも一応は連絡した訳ですが結局そういうこともなくして説明聴取の事情に委ねられた様な観です。

- 1 番～それじや今の質問は訂正いたします、大衆不明りようなままに一応青年会のあり方を委員会では了承している様であります、この附帯意見として特定の政党にこうそくされないという大衆いい御意見を出されておりますが、青年会活動がそういった特定の政党に特に関連した為に停滞したかどうかという様な具体的な事実がある訳ですか或はなかつたら聖ましいあり方としてそういう意見を付けたのかどうか、それについて不振の原因をもう少し詳しく説明して下さい。

財政委員長～そのことにつきましては過去の特定政党にこう束したであらうとかしないであらうとかいうことは委員会としてはそこでは質問はしたんですが、将来の発展のためにですね、青年会活動の促進のために一応は質問はいたしました過去において青年会の幹部が特定政党にこう束されたであらうから、とか何とか、そういつた所までは断言はしないんだが当時の様子をしまして一応そういつたこともあつたんじゃないかと思われふしもあるんではなかつたかところと思われますその辺の所はつきりとどうということがないんであります、要するに準備委員会、この代議委員会によつて準備委員会というものが出来まして、いわゆる進展的干渉によつて青年会の連合会というものを作つてですね、青年のあり方が重要であるということと幹部という事をしましても認識していると、そういうことで新しく提議されたという事情に対して附帯意見として今後はそういう様な政党のこう束を受

出する様請求しましたが実際にそれを出しもしなかつたということ
それからこの会がいわゆる1ヶ年間の空白に対しまして出席された参
与の意見を聞くというと結局62年度の会長であつた国吉真保氏の任
期が63年の3月に任期満了なつたと、で任期満了なるといきおい役
員改選、そういつたことが起るんですが、その時の役員による所の事
務引継ぎが全然出きなかつたと、役員の仕事引継ぎが出きないとい
うことは結局当時の予算、決算のそれも提出がなかつたと、そういう
ふうに解しております。それでこの出席された3名の参与の話を聞きま
すというと6月の13日に準備委員会というものを発足しまして今日
で来た様な状態になっております。

- 1 番～予算の引継ぎがなかつたということは1つの既成の事実でございますが何故その引継ぎがなかつたかですね、委員会としては調査されなかつたかですか。

財政委員長～この何故出さなかつたかという理由について結局出席された3名の答弁としては全然引継ぎが出来なかつたと、何故出来なかつたかというところをつ込んで聞いたんですが、何故つて結局出来なかつたから出来なかつたという訳ですがね、当日はですね委員会としても過去のそういう証ひよう書類も関係書類も持つて来る様にとということも一応は連絡した訳ですが結局そういうこともなくして説明聴取の事情に妥つた様な訳です。

- 1 番～それじゃ今の質問は訂正いたします。大変不明りようなままに一応青年会のあり方を委員会では了承している様であります、この附帯意見として特定の政党にこうそくされないという大変いい御意見を出されておりますが、青年会活動がそういった特定政党に特に関連した為に停滞したかどうかという様な具体的な事実がある訳ですか或はなかつたら望ましいあり方としてそういう意見を付けたのかどうか、それについて不振の原因をもう少し詳しく説明して下さい。

財政委員長～そのことにつきましては過去の特定政党にこう束したであらうとかしないであらうとかいうことは委員会としてはそこでは質問はしたんですが、将来の発展のためにですね、青年会活動運営のために一応は質問はいたしました。過去において青年会の特定幹部が特定政党にこう束されたであらうから、とか何とか、そういった所までは話はしないんだが当時の模様からしまして一応そういったこともあつたんじゃないかと思われるふしもあつるのではなかつたかとか思われます。その辺の所ははつきりとどうということがないんでありますが、要するに準備委員会、この代議委員制によつて準備委員会というものもたれまして、いわゆる発展的干渉によつて青年会の連合会というものを作つてですね、青年のあり方が重要であるということと幹部をいたしましても認識していると。そういうことで新しく発足されたという事情に対しまして附帯意見として今後はそういう様な政党のこう束を受

けない様にして青年は青年としてのあり方で運営し指導して行くとい
うことを我々としては要望したので、採択した様な事情であります

1 番～それでは当局の方にお伺いしますが、代つていただけますか、助役さ
ん、

1 5 番～この附帯意見の方でございしますが、先私聞きもらしましたけれども、
あつたのか、なかつたのかこれははつきりしていただきたいと思いま
す。過去において特定政党によるこう東があつたのか、なかつたのか
ですね。それは全然関係なしにこの附帯意見を付されたんですか。

財政委員長～いや、ですからあつたであろう、なかつたであろうということは
委員会じゃなしにですね、私は私なりの過去の聞いている範囲におき
いて、これはあつたかも知らん、なかつたかも知らんと、これは委員
会としてじゃなしにですね、先程1番さんもおつしやつた様に委員と
いたしましては特定の政党にこう東されたかどうか、そのつ込んだ質
問をしたかどうかという質問があつたんですが、委員会としてはそこ
まではないと、いわゆる展的解消によつてこの連合会というものが
出きた以上はその将来に対するいろいろの附帯意見をしなければなら
ないわね。私は私なりにですね、過去のそういったこともあつたかも知
らん或はひよつとしたらあつかも知らんと或はこれは私なりのことを言
つたんでですね、そこは1つ誤解のない様にして下さい。

1 5 番～もち附帯意見はしませんけれども、若しあつたという断定をするならば
宣言書青年会をばかにした所定の仕方と思ひます。例えはですね特
定の政党或は特定の団体にてですね連合会自体がこう東を受ける様な、
そんなばかげた話はないはずであります。そして御承知の様に青年会
というのは網羅組織であります。従つてその中には或は特定政党の党
員もおります、これははつきりいつて人民党員もおりますし、社会党
員もおる訳であります。当然この網羅組織の中で政治活動というの
は、これは自由であります。従いまして沖野協会あたりでも当然これは
必ずぶつかる問題であります。当然政治の自由の結社或は政治の自
由が認められている以上どういふ機会に基いて活動しようがこれは、
あくまでも個人の自由であります。或はまた若しこの執行部或は指導
者の方々が会長のかた書をもつて特定の政党の活動なり或はその他
の活動なりをするならば確かに問題になり得ると思ひますけれども、
この場合には会長としてのかた書ではしていません。従つてあります。従
つて只今の御意見からすると分つてはいる様で分らん様な感じを受けて
おりますが、若しそういう所定の仕方をするならば会そのものも運営
にも今後支障を来すという考え方をしておられます。先1番さんか
ら出されておつた問題であります。私も青年会の1員として非常に関心
をもちつておりますけれども、実青年会は引継ぎなきにつたといふこと
は事実であります。この場合又の会長を現在の菅本春正氏にさせると

けない様にして青年は青年としてのあり方で運営し指導して行くとい
うことを我々としては要望したので、採択した様な事情であります

1 番～それでは当局の方にお伺いしますが、代つていただけますか。助役さ
ん。

1 5 番～この附帯意見の方でございますが、先私聞きもらしましたけれども、
あつたのか、なかつたのかこれははつきりしていただきたいと思いま
す。過去において特定政党によるこう束があつたのか、なかつたのか
ですね。それは全然関係なしにこの附帯意見を付されたんですか。

財政委員長～いや、ですからあつたであろう、なかつたであろうということは
委員会じやなしにですね、私は私なりの過去の聞いている範囲におげ
いて、これはあつたかも知らん。なかつたかも知らんと、これは委員
会としてじやなしにですね。先程1番さんもおつしやつた様に委員と
いたしましては特定の政党にこう束されたかどうか。そのつ込んだ質
問をしたかどうかという質問があつたんですが、委員会としてはそこ
まではないと、いわゆる発展的解消によつてこの連合会というのが
出きた以上はその将来に対するいろいろの附帯意見を述べなければい
ない。私は私なりにですね。過去のそういつたこともあつたかも知ら
ん或はひよつとしたらあつかも知らんと或はこれは私なりのことを言
つたんでですね。そこは1つ誤解のない様にして下さい。

1 5 番～もち論誤解はしませんが、若しあつたという断定をするならば
宜野湾市青年会をばかにした断定の仕方だと思います。例えばですね特
定の政党或は特定の団体ですね連合会自体がこう束を受ける様な、
そんなばかげた話はないはずであります。そして御承知の様に青年会
というのは綱組組織であります。従つてその中には或は特定政党の党
員もおります。これははつきりいつて人民党員もおりますし、社会党
員もおる訳であります。当然この綱組組織の中で政治活動というの
は、これは自由であります。従いまして沖青協あたりでも当然これは
必ずぶつかる問題であります。当然政治の自由の結社或は活動の自
由が認められている以上どういう信念に基いて活動しようがこれは、
あくまでも個人の自由でありまして、或はまた若しこの執行部或は指
導者の方々が会長のかた書をもつて特定の政党の活動なり或はその他
の活動なりをするならば確かに問題になり得ると思いますけれども、
この場合には会長としてのかた書ではしていないはずであります。従
つて只今の御意見からすると分つている様で分らん様な感じを受けて
おりますが、若しそういう断定の仕方をするならば会そのものの運営
にも今後支障を来たすという考え方をしております。先1番さんから
出されておつた問題であります。私も青年の1員として非常に関心を
もっておりますけれども事実青年会は引継ぎ出さなかつたということ
は事実であります。この場合又の会長を現在の宮本春正氏にさせると

144

いうことで何回か集っております。ところがかれも仕事の関係で出きないということで、それから大山の2、3名の方と会っております。そういうふうに今の参与の方々も一諸にですね相当次の会長を是非出すという考えでやつた訳であります。残念なことに会長を得ることが出きなかつたというのが真相であります。もち論この全ての書類そういつたものは当時の事務局長或は会議員なりをもつと追究して出すべきだと思ふんです。これをやらない限り又今後も補助をしても結局はほうかいするんじゃないかという考えももっております。従つて先1番さんが質問なされた様な観点からもつて過去にあつたほうかいした原因そういつたものも審査の中で充分なされたのか、そういう面をもう少し具体的に分りやすく説明を願いたいと思ひます。

財政課長～ですから過去のほうかいした原因については、財政委員会といたしては出席した3名の参与に（どうしてほうかいしたのか）とその時には関係証ひよう書類ももつて来るようにと一応は連絡もする様にしたんですが、そういう関係書類ももつても来ない。で結局ほうかいした原因は前会長が任期満了によつて役員改選をするんでありますが、その時の証ひよう書類の提出もない事務引継ぎもなかつたといつた様な点からして結局ほうかいした。6月の12日まで空白になつていたという様な事情でそれ以上の事はいくら聞き込んでも分らないと、そういうような事情であります。

1 番～先程財政委員会からの説明を承りますれば青年会の停務の原因がまだ不明りようであります。然も63会計年度における引継ぎがなされていたいということは非常に重要な事項でございますが、市長はその点につきましてその指示を与えた事がございますか。

市 長～先申上げました様に前年度であります。64年度の補助申請の場合に私から会長に会つてそういう資料も、それから事業計画書も出してもらわんという、こつちはあなたがたに補助してそれがどんなものに使われるんだということが議会に説明がいきないから、それを出す様にといひました。その後会の役員が集つたけれども出きなかつたということでございますが、それも出来なかつたということも社会教育主事を置いて聞いただけで、その後は会長も私の所に来なくなつてずつと青年会は今の所私と話した事はないんで、今再建すべく努力をしてゐるそうで社会教育主事の方から近く始まると最近は会員の中で青年のグループで研修の青年学校これも話合いが進んでいるので、これから盛り立てて行きますからということ指導主事の方から報告を受けたので（じゃこれを1つ盛り立ててる）様に1つ努力をしてくれということをはしてあります。今の所まだその全役員に依る帳簿の整理はまだしてありません。

1 番～市町村自治法第94条第2項によりまして市長は当該その事務の報告をさせ書類及び帳簿を提出させることができるということになつてお

いうことで何回か集っております。ところがかれも仕事の関係で出きないということで、それから大山の2、3名の方と会っております。そういうふうに今の参与の方々も一語にですね相当の会長を是非出すという考えでやつた訳であります。残念なことに会長を得ることが出きなかつたというのが真相であります。もち論この全ての書類そういつたものは当時の事務局長或は会議員なりをもつと追究して出すべきだと思ふんです。これをやらない限り又今後も補助をしても結局はほうかいするんではないかという考えももっております。従つて先1番さんが質問なされた様な観点からもつて過去にあつたほうかいした原因そういつたものも審査の中で充分なされたのか。そういつた面をもう少し具体的に分りやすく説明を願いたいと思ひます。

財政課長～ですから過去のほうかいした原因については、財政委員会といたしては出席した3名の参与に（どうしてほうかいしたのか）とその時には関係証ひよう書類ももつて来るようにと一応は連絡もする様にしたんですが、そういう関係書類ももつても来ない。で結局ほうかいした原因は前会長が任期満了によつて役員改選をするんでありますが、その時の証ひよう書類の提出もない事務引継ぎもなかつたといつた様な点からして結局ほうかいした。6月の12日まで空白になつていたという様な事情でそれ以上の事はいくら聞き込んでも分らないと、そういうような事情であります。

1 番～先程財政委員会からの説明を承りますれば青年会の停滞の原因がまだ不明りようであります。然も63会計年度における引継ぎがなされていたいということは非常に重要な事項でございますが、市長はその点につきましてその指示を与えた事がございますか。

市長～先申上げました様に前年度であります。64年度の補助申請の場合に私から会長に会つてそういう資料も、それから事業計画書も出してもらわんという、こつちはあなたがたに補助してそれがどんなものに使われるんだということが議会に説明が出きないから、それを出す様にといいました。その後会の役員が集つたけれども出きなかつたといふことでございますが、それも出来なかつたということも社会教育主事を通じて聞いただけで、その後は会長も私の所に来なくなつてずつと青年会は今の所私と話した事はないんで、今再建すべく努力をしてゐるそうで社会教育主事の方から近く始まると最近は会員の中で青年のグループで研修の青年学級これも話合いが進んでいるので、これから盛り立てて行きますからということを指導主事の方から報告を受けたので（じゃこれを1つ盛り立ててる）様に1つ努力をしてくれといふことを話はしてあります。今の所まだその全役員に依る帳簿の整理はまだしてありません。

1 番～市町村自治法第94条第2項によりまして市長は当然その事務の報告をさせ書類及び帳簿を提出させることが出来るということになつてお

りまして市長には命令権があります。その不明りょうなのにもかかわらず何故そういうことを市長としてはやつておられないか、やる必要がないと考えておられてやつておらないのか、これは青年会の引継ぎにつきましては当然のことでございますが、過去の事実をあいまいにしてですね、其の育成ということば望めないと考える訳です。従つて過去の事実ははつきり明りょうに結果をてん未をすべきであります。その事実をうやむやにしてですね、新しい補助をやるということにつきまして私は全然納得が行かないのであります。従いましてその結果についてはつきり説明して下さい。

市長～今それについては先委員長から会計、私としては会計監査委員の方で十分な監査をしてもらいたいと思つております。それからその監査の場合に提出書類が出ておらんとすれば市長は監査委員の報告によつてその提出を要求することが出来ます。今の所市長はこれを提出する様にとり段階にはまだ行つておりません。それで監査委員にもよく話して必要な書類は全部出す様にしたいと思つております。

1 様～それでは63会計年度にあきます。補助金の使途については充分その使途の限界をはつきりさせてもらう訳ですね。

市長～はい。

1 番～お願いします。

議長～他にありませんか。

19番～当局と委員会にお伺ひいたします。

一応本歳信を当局としては受入れるべく予算に組まれておる。それは結局はこれが正当であると認められて当然予算化したところ思つておりますか。その過去においてほうかいした事実はなほ原因があつたか。そうしたことまたん究せずそして今後廣新しくそういつた補助金歳信に来たらこれも受付けたという。この安易な考え方ですね。いわゆるその事実をたん究しこれに對する事実をしようあくし、かつまた新しく充足する所の青年会が果して充分にやつていけるかどうか、その点を充分に検討したかどうか又委員会としても過去にそういう事実はあるけれども現在のいわゆるこの二人の証言によつて大丈夫であるという確たる結論が得られたかどうか或は非又大丈夫であろうという安易な気持でそれを決定したかどうか、その点お伺ひいたします。

財政委員長～じや委員会のあり方を早上げたいと思ひますが、確かにほうかいした過去の空白によつて大きな問題も生じ一応はどうかと考えられるものと思つております。然し19番さんがおつしやる様に当委員会としては決して安易な気持ではない。この出席者3入のかおぶれも見又

りまして市長には命令権があります。その不明りようなのにもかかわらず何故そういうことを市長としてはやつておられないか。やる必要がないと考えておられてやつておられないのか。これは青年会の引継ぎにつまましては当然のことでございますが、過去の事実をあいまいにしてですね。眞の育成ということは望めないと考える訳です。従つて過去の事実をはつきり明りように結果をてん末をすべきであります。その事実をうやむやにしてですね。新しい補助をやるということにつままして私は全然納得が行かないのであります。従いましてその結果についてはつきり説明して下さい。

市長～只今それについては先委員長から会計。私としては会計監査委員の方で十分な監査をしてもらいたいと思つております。それからその監査の場合に提出書類が出ておらんとすれば市長は監査委員の報告によつてその提出を要求することが出来ます。今の所市長はこれを提出する様にとり段階にはまだ行つておりません。それで監査委員にもよく話して必要な書類は全部出す様にしたいと思つております。

1 様～それでは63会計年度にあきます。補助金の使途については充分その使途の限界をはつきりさせてもらふ訳ですね。

市長～はい。

1 番～お願いします。

議長～他にありませんか。

19番～当局と委員会にお伺いします。

~~一応本陳情を当局としては受入れるべく予算に組まれておる。それは~~

一応本陳情を当局としては受入れるべく予算に組まれておる。それは結局はこれが正当であると認められて当然予算化したところ思つておりますか。その過去においてはいかがした事実はな別に原因があつたか。そうしたこともたん究せずそして今後度新しくそういつた補助金陳情に米たらこれも受付けたという。この安易な考え方ですね。いわゆるその事実をたん究しこれに対する事実をしようあくし、かつまた新しく発足する所の青年会が果して充分にやつていけるかどうか、その点を十分に検討したかどうか又委員会としても過去にそういう事実はあるけれども現在のいわゆるこの二人の証言によつて大丈夫であるという確たる結論が得られたかどうか或は非又大丈夫であろうという安易な気持でそれを決定したかどうか、その点お伺いいたします。

財政委員長～じや委員会のあり方を上げたいと思いますが、確かにほろかいした過去の空白によつて大きな問題も生じ一応はどうかと考えられるものと思つております。然し19番さんがおつしやる様に当委員会としては決して安易な気持じやない。この出席者3人のかおぶれも見又

意見も聞いて大々夫であらうという様な気持はもう願考をておりませ
ん。結局その出た多計上し今年度における所の事業計回をえれば年
教育費に對して90多計上し今年度における所の事業計回をえれば年
に招へいしてやるんだと或はまた生活講習会等にこれに女子がなると或は又
あります。そういつたものを料理講習会等がありますが、これは青年部を通じまし
やるとか或は生年さいの費とありますが、これは青年部を通じまし
に非年との懇談会というのがありますが、これは青年部を通じまし
て本部から青年を招へいしておたがいの意見の交換、そういつたこと
を園つて青年の教養にうらさを懸念しては青少年不良化防止といふ今日、
議會人その他自治会長とおきましては青少年不良化防止といふ今日、
です。或はまた社会部におきまして、その項目につきましては、い
そういつたものも重点に挙げまして、その幹部の熱意、い
進して行くという様な事を出発点として、い
うにやるといふ様な事を出発点として、い
地域社会において非常に必要であるのでどうしては、やる
様な気が込みが感ぜられるのであつて我々としては、やる
やうであるからこれを採択したんだということではなくて、やる
意志が充分に見受けられたから採択をしたのであります。

19番～私の聞かんとしている所はですね、いわゆるここに出された願情書各
部の予算書というものは極端にいうならば、これは作文でございます
。然しながら過去においてこういう組織がくずれたと、そして新しく再
建されたんだが、その再建されたこの団体の組織自体がですね、いわ
ゆる過去に演じたあいう失態を二度と演じない様な組織であるかど
うかの問題であると思ふんです。予算書がその点から大丈夫といふ
つた様なですね、現在の幹部の方々がそういう内容自体をよく説明さ
れば、立派な派でございます。然しながら表面は立派であるけれども、そ
の組織自体がその内容において内部をほうかいする原因はないかどう
かですね、そこが心配だと思ふんです。その点お伺いします。

財政委員長～結局組織が強化されるということは委員会といたしましても充分
だと思つたのでありますが、結局今後の組織活動を何にせしめても
を十分に活動運営をさせるというところは当局の今後の指導もあ
でしよう又地域社会のそういった様な道義的な指導もあるんじや
ないかと思ひます。

10番～附帯意見の問題について質問いたします。慎重にお願いいたしますが
我々の質問は委員会の報告に對して質問しているもので私見に對して
の見解を求めておりませんので、元程の15番議員に對する答弁見
様に私の考えであるという様な立場は立たず是非委員会の報告と
いう立場に立つて御答弁して下さる様お願いいたします。この附帯意見に

意見も聞いて大丈夫であろうという様な気持はもう願っておりません。結局その出席した参与の今年度における所の事業計画例えば青年教育費に対して90%計上してあります。こういつたものは自治問題について講座を開くんだと、そういう場合にはりゆう大の専門の先生を招へいしてやるんだと或はまた生活講習会特にこれは女子の会員であります。そういつたものを料理講習その他の生活につながる講習もやるんだと或は生年さい費というのがありますが、これは年一回金額においては非常に少いんでありますが、青年さいをやるんだと或は又本土青年との懇談会というのがありますが、これは青年部を通じまして本部から青年を招へいしておたがいの意見の交換、そういつたことを図つて青年の教養にプラスをせしめるとか、或はまた市婦人会或は議会人その他の自治会長との懇談会もこれは予定をしているんだそうです。或はまた社会部におきましては青少年不良化防止という今日、そういつたものも重点に挙げまして、その項目につきましても強力に推進して行くという様な事を出席された幹部の熱意、いわゆるほんとうにやるんだぞと、いわゆる発展的解消によつて今後の青年会活動が地域社会において非常に必要性があるのでどうしてもやるんだという様な意気込みが感ぜられるのであつて我々としては、するであろう。やるであろうからこれを採択したんだということではなくて、やる意志が充分に見受けられたから採択をした訳であります。

19番～私の聞かんとしている所はですね、いわゆるここに出された陳情書各部の予算書というものは極端にいうならば、これは作文でございます然しながら過去においてこういう組織がくずれたと、そして新しく再建されたんだが、その再建されたこの団体の組織自体がですね、いわゆる過去に演じたああいう失態を二度と演じない様な組織であるかどうかの問題であると思うんです。只予算書がそのだから大丈夫といふつた様なですね、現在の幹部の方々がそういう内容自体をよく説明すれば成程立派でございます。然しながら表面は立派であるけれども、その組織自体がその内容において内部をほうかいする原因はないか逆うかですね。そこがかん心だと思うんです。その点お伺いします。

財政委員長～結局組織が強化されるということは委員会といたしましても充分だと思つたのでありますが、結局今後の組織活動を何にせしめて組織を十分に活動運営をさせるといふことは当局の今後の指導育成もあるでしょう又地域社会のそういつた様な適当な指導育成もあるんじゃないかと思ひます。

10番～附帯意見の問題について質問いたします。慎重にお願いいたしますが我々の質問は委員会の報告に対して質問しているもので私見に対しての見解を求めておりませんので、先程の15番議員に対する答弁した様に私の考えであるという様な立場には立たずに是非委員会の報告という立場に立つて御答弁して下さい願ひします。この附帯意見に

対して特定の政党にこう束縛されてはいけないというそれを決めたことに対しては過去の問題も絡ましてその参考人と呼んだ時にそういう感じを受けた、その後において附帯意見として出たものとして私は考えているのでございますが、その辺にもう一寸どうも納得の行かない点がございますので、その参考人の中からそういうものが何われたのであるのか、その辺をあつたら率直にお聞かせ説明をしていただきたいと思います。

財政委員長～今10番さんがおつしやる通りですね、参考人と呼んでその参考人のはだからそういうふうに何われた点がたくさんありました、それからですね、先程あなたがおつしやる様に委員長としての意見であつて私なりの個人云々ということがありましたが、先程1番さんからの場合は休憩中であつたので結局私個人ということが出たかと思つております、左様に御了承願います。

15番～今の問題でございますが、参考人はどういふつたふうに話したかですね、具体的にお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後1時2分)

対して特定の政党にこう束縛されてはいけないというそれを決めたことに対しては過去の問題も絡ましてその参考人を呼んだ時にそういう感じを受けた、その後において附帯意見として出たものとして私は考えているのでございますが、その辺にもう一寸どうも納得の行かない点がございまして、その参考人の中からそういうものが伺われたのであるのか、その辺をあつたら卒直にお聞かせ説明をしていただきたいと思います。

財政委員長～今10番さんがおつしやる通りですね。参考人を呼んでその参考人のはだからそういうふうに伺われた点がたくさんありました。それからですね、先程あなたがおつしやる様に委員長としての意見であつて私なりの個人云々ということがありましたが、先程1番さんからの場合は休憩中であつたので結局私個人ということが出たかと思つております。左様に御了承願います。

15番～今の問題でございまして、参考人はどういふつたふうに話したかですね。具体的にお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後1時2分)

議長～これより午前に引続き午後の会議を開きます。

財政委員長～午前に引続きまして財政委員会に付託されました、市青年会の補助金申請に対する審査の内容を午前中におきまして、詳しく御説明致したんですが、尚御質疑があることに對して御回答致したいと思しますので宜しく御願ひ致します。

15番～先この附帯意見の起草に当られた石川議員は、そう云つたものを説明者から受けた感じは書いてないと云うことであつたのでありますが、委員長報告によりますと云うと（受けた）と御二人（受け方）が違つて居りますが、どちらが本当ですか、この附帯意見ですか、この文を御作りになりました石川議員は、結局青年会の参与いわゆる参考人から受けた感じと云うものは受けてないと、それとは別々にこの附帯意見と云うものは書いたんだとおつしやつていますが、然し委員長さんの説明は（そう云う感じも受けた）と云うふうにおつしやつていますが明らかにこれは聞き方に食い違いがあると思うんですが、どちらが本当ですか。

財政委員長～この附帯意見に対しては、成程先に5番さんがおつしやつた様ですか、この文の線まとの案は出されたでしょうがこの線までもつて来るまでは全委員で審査したのがこれです、いわゆる報告案のまとめ方、何と申しますか、文の作り方と申しますか、文章的にいいますと、そう云つたものは附帯意見、この線までもつて来るのは全委員の審査に依る所である訳です、何も違つてはないです。

15番～それは分りますが、委員長さんには午前中は出席した参考人の方からそう云う特定政とうにこう東されたと云う感じを受けたと云うことでありましたが、然し5番の石川議員の方では（そう云う事は全然なかつた）と云うことでありますが、その二つの中どれを委員会としては取つた訳ですか、その辺をお伺ひ致します。

4番～質疑も大分尽きましたので進行してもらいたいと思います。

議長～質疑もない様でありますので委員長の報告を終ります。
本委員会案に対する討論を求めます。

16番～委員会の案に賛成であります、1ヶ年も青年会の活動が弱体化して私が申すまでもなく青年会の活動と申しますものは、あらゆる市町村において基本となるべきものじゃないかと、そう云う意味で青年会から出された趣旨について委員会の審査の結果にもとざいますが、そう云うふうな組織活動を通じてもつと青年としての活動をやつてもらい度いと云う意味が含まれて居ります、そう云う意味で委員会案に賛成であります。

議長～これより午前に引続き午後の会議を開きます。

財政委員長～午前に引続きまして財政委員会に付託されました。市青年会の補助金申請に対する審査の内容を午前中におきまして、詳しく御説明致したんですが、尚御質疑があることに対して御回答致したいと思しますので宜しく御願い致します。

15番～先この附帯意見の起草に当られた石川議員は、そう云つたものを説明者から受けた感じは書いてないと云うことであつたのでありますが、委員長の報告によりますと云うと（受けた）と御二人（受け方）が違つて居りますが、どちらが本当ですか。この附帯意見ですか。この文を御作りになりました石川議員は、結局青年会の参与いわゆる参考人から受けた感じと云うものは受けてないと、それとは別々にこの附帯意見と云うものは書いたんだとおつしやつていますが、然し委員長さんの説明は（そう云う感じも受けた）と云うふうにおつしやつていますが明らかにこれは聞き方に食い違いがあると思うんですが、どちらが本当ですか。

財政委員長～この附帯意見に対しては、成程先に5番さんがおつしやつた様ですか。この文の総まとめの案は出されたでしょうがこの線までもつて来るまでは全委員で審査したのがこれです。いわゆる報告案のまとめ方、何と申しますか、文の作り方と申しますか、文章的にいいますと、そう云つたものは附帯意見、この線までもつて来るのは全委員の審査に依る所である訳です。何も違つてはいないです。

15番～それは分りますが、委員長さんには午前中は出席した参考人の方からそう云う特定政とうにこう東されたと云う感じを受けたと云うことでありましたが、然し5番の石川議員の方では（そう云う事は全然なかつた）と云うことでありますが、その二つの中どれを委員会としては取つた訳ですか。その辺をお伺い致します。

4番～質疑も大分尽きましたので進行してもらいたいと思います。

議長～質疑もない様でありますので委員長の報告を終ります。
本委員会案に対する討論を求めます。

16番～委員会の案に賛成であります。1ヶ年も青年会の活動が弱体化して私が申すまでもなく青年会の活動と申しますものは、あらゆる市町村において基本となるべきものじゃないかと、そう云う意味で青年会から出された趣旨について委員会の審査の結果にもございますが、そう云うふうな組織活動を通じてもつと青年としての活動をやつてもらい度いと云う意味が含まれて居ります。そう云う意味で委員会案に賛成であります。

談 長～他に変わった御意見はありませんか

議長～蒙った御意見はない様でありますので討論を打切り表決に移ります。

議 長～陳情第4号市青年連合会への補助金交付についてを表決に付します。

議長～委員会案通り採択することに賛成の方挙手願います。

議長～賛成多数でありますので、委員会案通り採択することに決定致します。

議長～暫休懇致します。(午後3時40分)

議長～再開致します。(午後3時41分)

長～陳情第7号市傷い軍人会への補助金交付方について、委員長の報告を求めます。

のあと、今もすてこ。云旨書呈計、普思促又こしが質り
査てたい当つてしまふでう。趣告仲業すとをはて定ん御あ
害のため相つし申す。その長、算ずや起試と決なれば
つた上属にと誤いなるが、支予で云は自問云ふ教さ前します
いさ申軍会に何るなかめの人、支予で云は自問云ふ教さ前します
につ託に人の為の役いかめの人、支予で云は自問云ふ教さ前します
方々に争進の残ちが不足云参支年様か突関す様べしすが、
付いた戦争上の推々残ちが不足云参支年様か突関す様べしすが、
交を戦にの色当く算先野又したつが、軍にき扱留ますすお願
金議さ度人事スに相な予算た先野又したつが、軍にき扱留ますすお願
助会さ度人事スに相な予算た先野又したつが、軍にき扱留ますすお願
補会さ度人事スに相な予算た先野又したつが、軍にき扱留ますすお願
のたなく軍助ム事や常と替へ軍こそ通うと臺強件まで居ろしく
へ先したる扶スき体はうてまいのま知いま國が案しりてよ
人案審まそう相つ手合されどし傷去し承なし仕陳にのとま
軍情にす、或に様も何るお会人沖と取り入出か動た、に、しと思
傷本復はまた返つたし、すに員法色き軍も味活つも別す答いと
号、本復はまた返つたし、すに員法色き軍も味活つも別す答いと
情、まのいて獲のそりして今こりしものを力う組うしすり御し
7、す、色軍居得会うはすに今こりしものを力う組うしすり御し
情、まのいて獲のそりして今こりしものを力う組うしすり御し
続上げこの傷出の人かも居一し、すびたま活そはか敢あのし御
引をすす者補金とたつてからまり呼びましを云お問が、或とどでたま上
～具まい條国の、うにれ意あも錢それ果のまと義委様ながあが
其精り屋の後とがそこうでに信同結遣いず疑の先には疑

議 長～他に変わった御意見はありませんか。

議 長～変わった御意見はない様でありますので討論を打切り表決に移ります。

議 長～陳情第4号市青年連合会への補助金交付についてを表決に付します。

議 長～委員会案通り採択することに賛成の方挙手願います。

議 長～賛成多数でありますので、委員会案通り採択することに決定致します

議 長～暫休憩致します。(午後3時40分)

議 長～再開致します。(午後3時41分)

議 長～陳情第7号市傷い軍人会への補助金交付方について、委員長の報告を求めます。

財政委員長～引続き陳情7号傷い軍人会への補助金の交付方についての審査の結果を申し上げます。本陳情案も先の本会議において付託されたのでありますが、この色々慎重に審査したいきさつを皆さんに申し上げたいと思います。傷い軍人は申すまでもなく今度の戦争で軍人軍属の相当格の犠牲者が出て居ります。そう云う軍人軍属による所の会によつて今後国家補助の獲得とか、或は相互扶助の事業の推進の為にどうしてもこの傷い軍人の会の運営によつてスムーズに色々今後の何と申しますか、年金とかそう云つた様な手続き事項が相当残っている訳です。でそう云つたものはどうしても今自体でやらなくちやいかないと云うことになつて居りますが、何せこれは非常に予算がふりかかるもので、これをスムーズに運営するにはどうもこの予算不足であると、そう云う意味からして今度市にお願いして陳情されたと云うのが陳情の趣旨であります。そこで委員会と致しましては、先ず参考人。この報告書にもあります通り財団法人沖繩傷い軍人会宜野湾支部、支部長の仲里信儀氏を呼びまして、色々と過去のことやら又今年度の予算、事業計画、そう云つたものを聴き取り致しまして審査した様な訳であります。結果におきまして傷い軍人は御承知の通り、どつちかと云いますと普通の人間の活動力の力も出せない云うのが、実情ではないかと思ひますが、そう云う意味から申しましても、軍人軍属の自力更生を促すとか、或はこの組織活動によつて国家補償に関する諸問題、或は又援護業務とか、そう云つた様な仕事が推進出来る様にと云うことでこの委員会と致しまして、この陳情案件を採択すべきであると決定した様な訳であります。別にこれに對しまして留保した少數意見なんかはなかつたのであります。以上の通りであります。皆さんから御質問がありましたら御返答したいと思つて居りますので、簡単ではありますが以上御報告したいと思ひます。よろしくお願い致します。

議長～質疑を求めます。 4番

4 番～国家補償の恩恵によくしてない者があつたかどうか、あつたとすれば何名位か御説明願います。もう1点はこの組織は10年前に出来て居りますが、確か前にも補助金を交付して、そしてその實感を受つたと云うことを記しておくて居ますが、今まで中絶した理由、それから今まで中絶した間はどうか云う方法で運営して居つたか、それについてお伺いします。

財政課長～国家補償にもれて居るものと云うことでございますが、委員会での会長に質問し調べました所本市におきましては総員60名だそうでありまして、60名の中3名がまだそう云う国家補償を申請中ではあるんだそうでありまして、まだそう云う認可が来てない、いきおいこの3名はまだもらつてないと云う実情であります。更にこの10年、これからすると云うとこの傷い軍人会の発足は10年前に云々と云うふうにありますけれども、従来は左程これと云う仕事もなかつたと、然も今度から会費も1人当り1千と云うことによつてやつて居るんだし従来只單なる傷い軍人の会員の無いと云う程度にしたんであつて、こう云う組織活動と云う別段、これと云うものはなかつたと云う程度である様です。

4 番～当局にお伺いしますが、確か前にも補助金を交付したと云う記しておくて居りますが交付率はどの程度補助したか、それについてお伺いします。

市長～それはいつどの程度の補助金を出したか、資料も調べんといはれませんが、調べて見ます。

4 番～委員長にお伺いします。それについては御調査なさいませんでしたか

財政委員長～もう1べん願います。

4 番～前にも補助金を交付したと云うことですが、何ほどの程度の額を交付されましたか。

財政委員長～それは調べて居りません。

議長～暫休憩致します。(午後3時52分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

4 番～この報告書の中にこの陳情の内幕であります。今度大戦と云うことがありますが、今度大戦以外の傷い軍人は会員にはなつていないか、対象にはなつていないのか、その面の御調査はなされなかつたのですか

議長～質疑を求めます。 4 番

- 4 番～国家補償の恩恵によくしていない者があつたかどうか、あつたとすれば何名位か御説明願います。もう1点はこの組織は10年前に出来て居りますが、確か前にも補助金を交付して、そしてその育成を回つたと云うことを記おくして居ますが、今まで中継した理由、それから今まで中継した間はどうか云う方法で運営して居つたか、それについてお伺いします。

財政課長～国家補償にもれているものと云うことでございますが、委員会での会長に質問し調べました所本市におきましては総員60名だそうであります。60名の中3名がまだそう云う国家補償を申請中ではあるんだそうであります。まだそう云う認可が来てない、いきおいこの3名はまだもらつてないと云う実情であります。更にこの10年、これからすると云うところの傷い軍人の充足は10年前に云々と云うふうにありますけれども、従来は左程これと云う仕事もなかつたと、然も今度から会費も1人当り1千と云うことによつてやつてゐるんだし従来只単なる傷い軍人の会員の集いと云う程度にしたんであつて、ことうる組織活動と云う別段、これと云うものはなかつたと云う程度である様です。

- 4 番～当局にお伺いしますが、確か前にも補助金を交付したと云う記おくをもつていますが交付率はどの程度補助したか、それについてお伺いします。

市長～それはいつどの程度の補助金を出したか、資料も調べんといけません、調べて見ます。

- 4 番～委員長にお伺いします。それについては御調査なさいませんでしたか

財政委員長～もう1ペンは願います。

- 4 番～前にも補助金を交付したと云うことですが、何日どの程度の額を交付されましたか。

財政委員長～それは調べて居りません。

議長～暫休願致します。(午後3時52分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

- 4 番～この報告書の中にこの陳情の内容であります。今度大戦と云うことがありますが、今度大戦以外の傷い軍人は会員にはなつていないか、対象にはなつていないのか、その面の御調査はなされなかつたですか

財政委員長～今次戦争による傷い軍属、

4 番～その前の傷い軍人とか云つた様なものは？

財政委員長～その前と云うのは日清戦争ですか、

4 番～いや、支那事変とか、

財政委員長～だから支那事変は今次戦争です、

議 長～暫休致します。(午後3時56分)

議 長～再開致します。(午後3時57分)

議 長～賛成を打切り委員長報告を終ります、

議 長～討論を求めます、

4 番～傷い軍人会が私的な更正活動を日夜続けていることにつきましても、
景の下がる思いが致します、当然そう云つた様な犠牲者に対しては、
は出さるだけ行政の力で生きられるべく国家補償を推進するのが当然
の事だと思ひます、そこでそれが問題を解決する為に立上がつて居り
ます所のこの組織に対して当然賛成すべきだと云うふうに考へて居り
ます、従ひまして委員会の報告通り採択すべきものと決定したこと
に対して賛成致します、

議 長～他に御意見とございませんか、

褒つた御意見もございませんので討論を打切ります、

議 長～陳情7号市傷い軍人会への補助金交付方についてを賛決に付します、

議 長～委員会案通り採択することに御異議ありませんか、
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので、これを採択する事に決定致します、

議 長～次進行致します、陳情8号市遊演会への補助金交付方についての財政
委員長の報告を求めます、

財政委員長～引続き陳情第8号の市遊演会からの陳情書に対する審査の報告を
致します、この陳情案件も本会議において委員会に付託されたので委
員会と致しましても、慎重に審査したのであります、この陳情の趣旨
はこの報告書にも詳しく書かれてある通り結局戦争によつて生活の支

財政委員長～今次戦争による傷い軍属。

4 番～その前の傷い軍人とか云つた様なものは？

財政委員長～その前と云うのは日清戦争ですか。

4 番～いや、支那事変とか。

財政委員長～だから支那事変は今次戦争です。

議 長～暫休憩致します。(午後3時56分)

議 長～再開致します。(午後3時57分)

議 長～質疑を打切り委員長報告を終わります。

議 長～討論を求めます。

4 番～傷い軍人会が私的な更正活動を目夜続けていることにつきましては、頭の下がる思いが致します。当然そう云つた様な犠牲者に対しましては出きるだけ行政の力で生きられるべく国家補償を推進するのが当然の事だと思ひます。そこでそれが問題を解決する為に立上がつて居ります所のこの組織に対して当然賛成すべきだと云うふうに考へて居ります。従ひまして委員会の報告通り採択すべきものと決定したことに對して賛成致します。

議 長～他に御意見ございませんか。
變つた御意見もございませんので討論を打切ります。

議 長～陳情7号市傷い軍人会への補助金交付方についてを表決に付します。

議 長～委員会案通り採択することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので、これを採択する事に決定致します。

議 長～次進行致します。陳情8号市遺族会への補助金交付方についての財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～引続き陳情第8号の市遺族会からの陳情書に対する審査の報告を致します。この陳情案件も本会議において委員会に付託されたので委員会と致しましても、慎重に審査したのであります。この陳情の趣旨はこの報告書にも詳しく書かれてある通り結局戦争によつて生活の支

を失つた遺族に今後更生の意欲を高めさせると云う為にも、こう云う遺族会の運営強化の云うものが、大変必要となつて来るのでありま
す。所がこれが活動をしなくてはならぬ。65年度の予算案を見ても、
非常な意味合いから運営して行く為には、どうして、この様な戦争犠牲者
会が必ず必要だと云う様な趣旨で、この様な戦争犠牲者会を呼ぶか、ま
あ、それでは、本委員と審査を致しまして、先ず遺族の会長を松代理
んで、比嘉清栄さん、お2人、このお2人、このお2人、このお2人、
とな次第では、年々、会費が先ず、会費の重点は、このお2人、
致して、会費を賦課するんだと云うふうになつて居ります。我々が今年度
杜敬年々減つて来ると云うふうには、800はしらすと、所が今年度
致しましては、712はしらすと云うふうには、先程申し上げた
に会費を取つて、その財源を、ひん弱である、と云う関係で、事務局
会費を非常に予算の財源そのものを、おおいに居ります。事務局
からと云うふうには、こう云つた、意図は、結局戦争の犠牲者であ
れども、或る程度、物心両面から、どうして、保護してやれば、い
かんと云うことが必要ではないかと云うことで、自主的、体が仲展
く、と云うことが必要ではないかと云うことで、自主的、体が仲展
な訳であります。特殊な、体でありますので、1つ皆さんも、御
審議下さい。様にお願い申し上げます。以上簡単ではございますが、委
員会の報告を申し上げます。

4 番～会員の会費で116\$の増になつて居りますが、これは、はしらの増
に伴う会員増に伴う増額であるのか、又会費の増額であるのか、御審
議願います。

財政委員長～会費の116\$の増は、前年度から先ず申上げると云うと、前年
度は、いわゆる64年度は800はしらすで、800はしらすに対する年
間30セント、65年度は712はしらすの50セント、いわゆる会費
が20セントオーバーしている額であります。その様な関係でその差
額が出ています。

議長～暫休憩致します。(午後4時07分)

議長～再開致します。(午後4時12分)

4 番～才出の面であります。この9日です。9項です。坊国神社参拝者へ

准を失った遺族に今後更生の意欲を高めさせると云う為にも、こう云う遺族会の運営強化と云うものが、大変必要になつて来るのであります。所がこの遺族会の新年度いわゆる65年度の予算案を見ましても非常にこれが活動を充分にする為にはまだまだ資金が少いと、そう云つた意味合いからしましても、この様な戦争犠牲者に対する組織ある会がスムーズに運営して行く為にはどうしても、当局からの相応の補助が必要だと云う様な趣旨で陳情されているようなものであります。それで本委員会と致しまして、この遺族会の責任者をお呼び致しまして色々と審査を致しましたんですが、先ず遺族の会長は仲村壽松さんでありまうけれども色々の都合で本人はお見えになれんて会長代理として、比嘉清栄さん、それからこの事務局の知念和男さんがお見えになりまして、このお2人について色々と審査の状況をお聞きした様な次第であります。結局この予算から見ました場合に、大体遺族会と致しましては年々の会費が先ず会費の重点と云うのはこの趣旨を中心にして会費を賦課するんだそうです。それで年々この会費の対象になる数が年々減つて来るんだと云うふうになつて居ります。我々が審査致しました所、64年度におきましては、800はしらと、所が今年度におきましては、712はしらと云うふうにこのはしらを中心にして会費を取つている様でございます。然しどうしても先程申し上げました様に非常に予算の財源そのものが、ひん弱であると云う関係で市当局からこう云うふうに補助の申請をおいで居りますけれども、委員会と致しましては、こう云つた任意国体は結局戦争の犠牲者であるものですから、或る程度の物心両面から、どうしても保護してやらねばいかんと、そう云うことによつて、こう云つた自主的国体が伸展していくと云うことが必要ではないかと云うことで採択すべきと決定した様な訳であります。特殊な国体でありますので、1つ皆さんも宜しく御審議下さいます様お願い申し上げます。以上簡単ではございますが委員会の報告を申し上げます。

- 4 番～会員の会費で116 \$の増になつて居りますが、これは、はしらの増に伴う会員増に伴う増額であるのか、又会費の増額であるのか、御説明願います。

財政委員長～会費の116 \$の増は、前年度から先ず上げると云うと、前年度は、いわゆる64年度は800はしらで、800はしらに対する年間30セント、65年度は712はしらの50セント、いわゆる会費が20セントオーバーしている訳であります。その様な関係でその差額が出ている訳です。

議長～暫休憩致します。(午後4時07分)

議長～再開致します。(午後4時12分)

- 4 番～才出の面であります、この9目です。9項です。い国神社参拝者へ

の補助金、90\$になつていますが、この授養事務の責任者である、また促進する、或は又授養事務を取扱つている役所において、そう云つた様な人々に対して何か措置を取つてゐるか、どうか、例えば計画的に授養事務の推進と或は2、それを扱う責任者として、そう云う更に措置をやつてゐるか、どうか、やつて居りますか。

財政委員長～授養事務に携わる人に対する。

4 番～授養事務の責任者である当局がそう云つた様な派遣する場合に、何等かの措置が講じられてゐるか、どうか。

財政委員長～この場合はここに附記にあります通りです。15名の4\$と、つまり毎年12～13名を、14～15名位行くんですが、これ、いわゆる自費で行く遺族の方に対して1人当り4\$を補助してやろうと云うのが1つ。それから授養事務担当員への補助金と云うのが30\$と云うことになつて居ります。

4 番～ですから、そう云う派遣される場合に、行く場合に当然市もそれに対して補助すべき立場にあるんじゃないかと思いますが、それについて全然為されてないんじゃないかと思いますが。

財政委員長～授養事務担当者への補助ですか。

4 番～いや参拝者に対する。

財政委員長～それはあります。

4 番～市からですか。

財政委員長～はい、それは5\$です。5\$の20名分100\$これは別個にです。

4 番～それだけの会費を徴収するのに、徴収手当が60\$も計上されて居りますが、この徴収の方法はどう云つた様な方法が講じられて居るか。

財政委員長～徴収ですか。会費徴収は20名の3\$となつて居りますが、ここで調べましたのは、理事役員が全員で20名です。この理事役員に依頼して徴収するその徴収手当であります。

4 番～各部落に1人ずつ理事がいる訳ですか。

財政委員長～はい、20名おります。

3 番～この理由の方に（物心両面の補助をすべきであり、その事業を遂行す

の補助金、90\$になつていますが、この授護事務の責任者である、促進する、或は又授護事務を取扱っている役所において、そう云つた様な人々に対して何か措置を取っているか、どうか。例えば計画的に授護事務の推進と或は2、それを扱う責任者として、そう云う更生坐落措置をやっているかどうか、やつて居りますか。

財政委員長～授護事務に携わる人に対する。

4 番～授護事務の責任者である当局がそう云つた様な派遣する場合に、何等かの措置が講じられているかどうか。

財政委員長～この場合はここに附託にあります通りです。15名の4\$と、つまり毎年12～13名か、14～15名位行くんですが、これ、いわゆる自費で行く遺族の方に対して1人当り4\$を補助してやろうと云うのが1つ、それから授護事務担当員への補助金と云うのが30\$と云うことになつて居ります。

4 番～ですから、そう云う派遣される場合に、行く場合に当然市もそれに対して援助すべき立場にあるんじゃないかと思いますが、それについては全然為されてないんじゃないかと思いますが、

財政委員長～授護事務担当者への補助ですか。

4 番～いや参拝者に対する。

財政委員長～それはあります。

4 番～市からですか。

財政委員長～はい、それは5\$です。5\$の20名分100\$これは別個にです。

4 番～それだけの会費を徴収するのに、徴収手当が60\$も計上されて居りますが、この徴収の方法はどう云つた様な方法が講じられて居るか。

財政委員長～徴収ですか。会費徴収は20名の3\$となつて居りますが、ここで調べましたのは、理事役員が全員で20名です。この理事役員に依頼して徴収するその徴収手当であります。

4 番～各部落に1人ずつ理事がいる訳ですか。

財政委員長～はい。20名おります。

3 番～この理由の方に（物心両面の補助をすべきであり、その事業を遂行す

る為に助成すべきものである」と云うことでありますが、もう終戦の方20年なつて遺族としても、その時に生れた子供でも20才の成人に達するのでありますが、初めの間は一応助成並びに國家補償もなく非常に困つてゐる當時の遺族の事情で助けようとする程でありません。これが補償も成る程度支給されてゐますが、それが市で暮来も、こう云う遺族の助成の必要があるか、或る程度生活の面での助成が必要と云うことは、一応は認めるんだが、そこに生活が安定した今日において、後何年位すればそう云う援助の必要なくなるか、或は將來永久にそう云うのを助成して行くと云う様な経緯の對象になつたかどうか。

財政委員長～御質問の内容と致しましては、委員会と致しましては、そこまでとつ込んだ先の見通しの所までは審査はしてないのであります。結局この遺族会がこの給付を受けるのは遺族年金とか、公務扶助料とか、或は遺族給付金、そう云つた様な國家から支給される所の諸給付金があります。これが國家がもう補償もないと、自力更生で皆活発にやればこう云う補償もなくなるでしょうが、恐らくやこれがある間は支給しなくても良いだろうとか、金が自然に消滅するとか云う様なことはあり得ないと思ひます。

3 番～会がある間は継続して助成すると云うことですか。

4 番～この補助金の額であります。305\$の補助額となつて居りますが、委員会としてどの程度の額が適正であるかどうか、それについて御検討されているならば御説明願ひます。

財政委員長～委員会と致しましては、この申請額が305\$と云う額が出て居りますが、どの程度が適正であるか云う所までは、まだ検討して居りません。

議長～他に質問もない様でありますので、これを持ちまして委員会報告を終ります。

財政委員長～午前から陳情案件が4つ財政委員会に付託されてまして、午前からずっと今までその審査の過程を皆さんに御説明申し上げ、皆さんで慎重な審議して戴きまして感謝申し上げます。

議長～討論を求めます。 4 番

4 番～委員会の案に賛成致します。遺族会が組織を通して更生意欲を擧げ上げつつある今日において補助金を取付した場合意欲減退するおそれもありますし、遺族は、中には安定した方々もたくさんあります。然し中にはまだまだその日の生活にも困つてゐる方々がたくさん居られるんじゃないかと思ひます。そう云うことを原料致します場合に当

る為に助成すべきものである)と云うことでありますが、もう終戦この方20年なつて遺族としても、その時に生れた子供でも20才の成年に達するのでありますが、初めの間は一応助成並びに国家補償もなく非常に困っている当時の遺家族の事情で皆で助けようと云うことでありまして、これが補償も或る程度支給されてありますが、その為に市で将来も、こう云う遺家族の助成の必要があるか、或る程度物心両面の助成が必要と云うことは、一応は認めるんだが、そこに生活権も安定した今日において、後何年位すればそう云う援助の必要がなくなるか、或は将来永久にそう云うのを助成して行くと云う様な面で審議の対象になつたかどうか。

財政委員長～御質問の内容と致しましては、委員会と致しましては、そこまでとつとつ込んだ先の見透しの所までは審査はしていないのであります。結局この遺族会がこの給受を受けるのは遺族年金とか、公務扶助料とか或は遺族給付金、そう云つた様な国家から支給される所の諸給与金があります。これが国家がもう補償もないと、自力更生で皆活発にやればこう云う補償もなくなるでしょうが、恐らくやこれがある間は支給しなくても良いだろうとか、会が自然に消滅するとか云う様なことはあり得ないと思います。

3 番～会がある間は継続して助成すると云うことですか。

4 番～この補助金の額であります、305\$の補助額となつて居りますが委員会としてどの程度の額が適正であるかどうか、それについて御検討されているならば御説明願います。

財政委員長～委員会と致しましては、この申請額が305\$と云う額が出て居りますが、どの程度が適正であると云う所までは、まだ検討して居りません。

議長～他に質問もない様でありますので、これを持ちまして委員会報告を終わります。

財政委員長～午前から陳情案件が4つ財政委員会に付託されまして、午前からずつと今までその審査の過程を皆さんに御説明申上げ、皆さんで慎重審議して戴きまして感謝申上げます。

議長～討論を求めます。 4 番

4 番～委員会の案に賛成致します。遺族会が組織を通して更生意欲を盛り上げつつある今日において補助金を取得した場合意欲消滅するおそれもありますし、遺族は、中には安定した方々もたくさんあります。然し中にはまだまだその日を生活にも困っている方々がたくさん居られるんじゃないかと思ひます。そう云うことを愚料致します場合に当

然補助して、そして組織の力を振り上げて、真正意欲を高めて行くべきだと云う観点に立ちまして委員会等に賛成致します。

議長～他に変わった御意見はありませんか。

議長～他にありませんので附論を打切り表決に移ります。

議長～陳情第8号市遺族会に対する補助金交付方についてを表決に付します。

議長～委員会の案通り採択することには御異議ありませんか。
異議なしと呼ぶ

議長～御異議ありませんので、採択することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時25分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

議長～陳情第5号公民館設置敷地確保方については先に委員経工委員会に付託されて居りましたので、経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～先の本会議において、経工委員会に付託されました陳情第5号、公民館設置敷地確保方について御説明申し上げます。委員会の報告書に報告した通りであります。その件について陳情の趣旨そのものについて、当普天間3区の意図がはつきりつかぬので、その点をはつきりしたいと云う意味で参考人を呼んだ訳であります。その場合の参考人は下の審査の方法の所にその名前を列挙してございますが、かんな心な市長の名前がもれておりますので、左様御加入をお願い致します。宜しゅう御ざいますか。本陳情書を見ますと云うと単に公民館敷地を確保してもらいたいと云う事でござりますが、この確保がどう云うふうな確保であるのか、只その場所をとつておくのであるのか、又取つてそれを無償で当該地域に貸して、貸与させると云う意味か、又借りなければ賃貸借してもよいと云う様な点について、当の~~矢~~屋みの~~氏~~氏に聞きました所、努めて市でもつて確保してもらつて、それを無償で貸与してもらいたいと云うのか、本旨である様であります。然るに~~氏~~氏に貸借でも構わないと云うこととでござりました。委員会と書いてある通りであります。即ち地域住民が非常に不自由を來たして居ると云う観点からしまして、かかる陳情者が陳情出すと云うことは当然であるとして云う見解を取つて居る訳であります。然しながらこの問題の取扱いについて~~氏~~氏に提議する云う問題が必ずや波及して、他行政区に及ばすと云う観点から致しまして、その敷地確保の件は、当局自体の問題になりますけれども、今後の末端行政のあり方、或はその敷地確保の手段等は充分に研究し、~~氏~~氏に公民館確保敷地として、いわゆる従來のあり方の公民館の敷地として提供すると云うことでなくして

然補助して、そして組織の力を盛り上げて、更正意欲を高めて行くべきだと云う観点に立ちまして委員会案に賛成致します。

議長～他に変わった御意見はありませんか。

議長～他にありませんので討論を打切り表決に移ります。

議長～陳情第8号市遺族会に対する補助金交付方についてを表決に付します

議長～委員会の案通り採択することに御異議ありませんか。
異議なしと呼ぶ

議長～御異議ありませんので、採択することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時25分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

議長～陳情第5号公民館設置敷地確保方については先に委員経工委員会に付託されて居りましたので、経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～先の本会議において、経工委員会に付託されました陳情第5号、公民館設置敷地確保方について御説明申し上げます。委員会の報告書に報告した通りであります。その件について陳情の趣旨そのものについて、当普天間3区の意志がはつきりつかめませんので、その点をはつきりしたいと云う意味で参考人を呼んだ訳であります。その場合の参考人は下の審査の方法の所にその名前を列挙してございますが、かんな市市長の名前がもれておりますので、左様御加入をお願い致します。宜しゅう御座いますか。本陳情書を見ますと云うと単に公民館敷地を確保してもらいたいと云う事でございますが、この確保がどう云うふうな確保であるのか、只その場所をとつておくのであるのか、又取つてそれを無償で当該地域に貸して、貸与させると云う意味か、又さもなければ賃貸借してもよいかと云う様な点について、当の互屋みのる氏に聞きました所、努めて市でもつて確保してもらつて、それを無償貸与してもらいたいと云うのか、本旨である様であります。然るに然る事には賃貸借でも構わないと云うことでございました。委員会としましては、これの採択にすべきと決定した内容においてはここに書いてある通りであります。即ち地域住民が非常に不自由を来している、と云う観点からしまして、かかる陳情者が陳情出すと云うことは当然であると云う見解を取つてゐる訳であります。然しながらこの問題の取扱については暫来こう云う問題が必ずや波及して、他行政区に及ばすと云う観点から致しまして、その敷地確保の件は、当局自体の問題になりますけれども、今後の末端行政のあり方、或はその敷地確保の手段等は充分に研究し、只単に公民館確保敷地として、いわゆる従来のあり方の公民館の敷地として提供すると云うことではなくしてあ

くまでもその地域社会の福祉と云う、福祉行政の面において確保して確保すべきものであると云うふうな附帯条件を出してある訳であります。その他に皆さん方のいわゆる不審の点がございましたら、その際都度お答えしたいと思つて居ります。

議長～質疑を求めます。4番

議長～暫休憩致します。(午後4時30分)

議長～再開致します。(午後4時45分)

4番～陳情を採択する場合は議会として、責任と義務が伴わなければならないと思いますが、この陳情からすると、今度の区画整理この地域の区画整理から取つてくれと云う陳情でありますので、当然その地域の区画整理に伴つて確保してやらなくちゃいかんと言ふことになる訳であります。それについて十分な見通しがつくかどうか、この陳情と云うのは、前にも採択されたのがたくさんありますが、然し未だにこの陳情者に実現してないのがたくさんあります。そこで当然採択するからには義務と責任は伴うんじゃないかと思ひます。そこでこの陳情は区画整理と共に確保して上げると云うことが、採択して上げると云うことが採択の条件になると思ふが、それについて？

経工委員長～さつきも申上げた様に、いわゆる行政区の再編と云う事象によつて発生した現実の不自由さ、それによつて該陳情は出ています。そう云つた施策を打出す所の当局、かつ又それを認めた本議会、当然そう云つたものは行政面の措置においてやるべき責任があると、どう思ひます、見通しがあるかと云う意味ですか。

4番～今度この区画整理は直ぐやるかと思ふんですが、その区画整理に伴つて当然確保して上げなくちゃいけないと、そう云うことになれば、確保するだけの態勢が、或は又当局として調査された区画整理にならなくちゃいけないと云うことが具して出来るかどうか。

経工委員長～それは、手段方法において、まだ確実なものは得てありませんが手段と方法に依つては可能であると云う前程でございます。

議長～他にございますか、ない様でありますので質疑を打切ることには御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので、質疑を打切り委員会報告を終ります。

議長～討論を求めます。

くまでもその地域社会の福祉と云う、福祉行政の面において考慮して確保すべきものであると云うふうな附帯条件を出してある訳であります。その他に皆さん方のいわゆる不審の点がございましたら、その際都度お答えしたいと思つて居ります。

議長～質疑を求めます。4番

議長～暫休憩致します。(午後4時30分)

議長～再開致します。(午後4時45分)

4番～陳情を採択する場合は議会として、責任と義務が伴わなければならないと思いますが、この陳情からすると、今度の区画整理この地域の区画整理から取つてくれと云う陳情でありますので、当然その地域の区画整理に伴つて確保してやらなくちやいかんとうことになる訳であります。それについて充分な見通しがつくかどうか。この陳情と云うのは、前にも採択されたのがたくさんありますが、然し未だにこの陳情者に実現してないのがたくさんあります。そこで当然採択するからには義務と責任は伴うんじゃないかと思ひます。そこでこの陳情も区画整理と共に確保して上げると云うことが、採択して上げると云うことが採択の条件になると思ひますが、それについて？。

経工委員長～さつきも申上げた様に、いわゆる行政区の再編と云う事態によつて派生した現実の不自由さ、それによつて該陳情は出ていると、そう云つた施策を打出す所の当局、かつ又それを認めた本議会、当然そう云つたものは行政面の措置においてやるべき責任があると、こう思つております。見通しがあるかと云う意味ですか。

4番～今度この区画整理は直ぐやるかと思ひますが、その区画整理に伴つて当然確保して上げなくちやいけないと、そう云うことになれば、確保するだけの態勢が、或は又当局として勘案された区画整理にならなくちやいけないと云うことが果して出来るかどうか。

経工委員長～それは、手段方法において、まだ確実なものは得てありませんが手段と方法に依つては可能であると云う前程でございます。

議長～他にございますか。ない様でありますので質疑を打切ることにより御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので、質疑を打切り委員会報告を終ります。

議長～討論を求めます。

4 番～質疑の場合にも申し上げましたが、陳情を採択する場合は、当然責任が伴いますが、そこで本陳情の注目する所は、区画整理に伴う敷地確保であります。そこで委員長の説明によりますと、その手段方法の如何によつては可能であると云う様な見通しがあるようでありますので原案通り賛成であります。そこでこの陳情が採択された場合は、それに基いて、当局はその敷地の確保に努力してもらいたいと云うふうに考へて居ります。

議 長～妥つた御意見ありませんか。

議 長～妥つた御意見もありませんので討論を打ち切り表決に移ります。

議 長～原付第5号、公民館設置敷地確保について表決に付します。

議 長～委員会案通り採択することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので、これを採択することに決定致します。

議 長～暫時休憩致します。(午後4時50分)

議 長～再開致します。(午後4時53分)

議 長～目録に従ひまして議案第20号、宜野湾市職員定数条例の1部を改正する条例については、先に総務委員会に付託してありましたので、総務委員長に報告を求めます。

総務委員長～委員会の審査における報告を申し上げます。只今議題になつて居ります議案20号につきましては、提出理由にもございます通り陳情の門客が14名の増員とそれから別個に制定されておりました消防職員の定数を本条例に1本化して、そして法体系の整備を行うと云うところの趣旨でございます。審査の方法と致しましては、付託されました他の議案も関連致しますので、関連する部分につきましては、関連的な審議を行つて参つて居ります。それに尚当局より、各関係課長の出席を求め、更に具体的な面の説明を聴取して居りますし、と同時に自治法の49条、4項に基きまして関係課の事務の分量と関係課の職員数の陳情について実地調査を行つて調査した限であります。その結果本議案につきましては、原案通り可決すべきであると云う結論を委員会では出して居ります。理由は報告書に盛つてございますので、その点につきましては、皆さんの御質問にお答えしたいと思つて居ります。若し他に補足的に御説明があれば、委員の方から御説明願ひたいと思ひます。以上御報告申し上げます。

議 長～質疑を求めます。

4 番～質疑の場合にも申し上げましたが、陳情を採択する場合は、当然責任が伴いますが、そこで本陳情の意図する所は、区画整理に伴う敷地確保であります。そこで委員長の説明によりますと、その手段方法の如何によつては可能であると云う様な見透しがあるようでありますので原案通り賛成であります。そこでこの陳情が採択された場合は、それに基いて、当局はその敷地の確保に努力してもらいたいと云うふうに考えて居ります。

議長～妥つた御意見ありませんか。

議長～妥つた御意見もありませんので討論を打切り表決に移ります。

議長～陳情第5号、公民館設置敷地確保について表決に付します。

議長～委員会案通り採択することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので、これを採択することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時50分)

議長～再開致します。(午後4時53分)

議長～日程に従ひまして議案第20号、宜野湾市職員定数条例の1部を改正する条例については、先に総務委員会に付託してありましたので、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～委員会の審査における報告を申し上げます。只今議題になつて居ります議案20号につきましては、提出理由にもございます通り議案の内容が14名の増員とそれから別個に制定されておりました消防職員の定数を本条例に1本化して、そして法体系の整備を行うと云うところの趣旨でございます。審査の方法と致しましては、付託されました他の議案も関連致しますので、関連する部分につきましては、関連的な審議を行つて参つて居ります。それに尚当局より、各関係課長の出席を求め、更に具体的な面の説明を聴取して居りますし、と同時に自治法の49条、4項に基きまして関係課の事務の分量と関係課の取員数の陳答について実地調査を行つて調査した訳であります。その結果本議案につきましては、原案通り可決すべきであると云う結論を委員会では出して居ります。理由は報告書に盛つてございますので、その点につきましては、皆さんの御質問にお答えしたいと思つて居ります。若し他に補足的に御説明があれば、委員の方から御説明願いたいと思ひます。以上御報告申し上げます。

議長～質疑を求めます。

長～質疑がない様でありますので、質疑を打切ることにより御奨励とさせていただきます。(場善など呼ぶ)

議長 長へ御異議ありませんので質疑を何切り委員会報告を終わります。

議長 長～は刻5時であります。全日程が全部終了して居りませんので時間を延長することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長 長～御異議ありませんので時間を延長いたします。

議長～討論を求めます。

長～附論もない様でありますので付略することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

長～提案第20号宜野湾市職員定数条例の1部を改正する条例についてを
議決に付します。

長～委員長の案通り可決すること御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長 長～御異議ありませんのでこれを可決決定致します。

長～第21号、宜野湾市職員の給与に関する条例の1都を改正する条例について、先に総務委員会に付託してありましたので、委員長のご意見を求めます。

[illegible]

議 長～別に質疑はございませんか。

議 長～質疑がない様でありますので、質疑を打切ることにより御異議ございませんか。（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議ありませんので質疑を打ち切り委員会報告を終わります。

議 長～定刻5時であります。全日程が全部終了して居りませんので時間を延長することに御異議ありませんか。（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議ありませんので時間を延長いたします。

議 長～討論を求めます。

議 長～討論もない様でありますので省略することに御異議ありませんか。（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議 長～議案第20号宜野湾市職員定数条例の1部を改正する条例についてを表決に付します。

議 長～委員会の案通り可決することに御異議ありませんか。（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議ありませんのでこれを可決決定致します。

議 長～議案第21号、宜野湾市職員の給与に関する条例の1部を改正する条例については先に総務委員会に付託してありましたので、委員長のご報告を求めます。

総務委員長～御報告申し上げます。本議案につきましては別個に制定してありました消防職員の給与とそれから、固定資産評価委員の給与が別々になつて居りましたが、基体系を整える立場から、どうしてもこの条例に1本化した方がよいと云うことを前の委員会でも進言してありましたので、これを今回改正したものと、それから時間外手当の項目が別に明分化されてなかつた訳であります。これを時間外と深夜手当に明分化して改正した条項が改正されて居りますと共に、尚特殊勤務手当がバラバラな別個の条例に制定されて居りましたが、今回これを全部集約いたしまして、1本化して整備したと云うことであります。そこで委員会と致しましても、その問題につきましては予てから当局に進言して参りましたし、又本議案を検討するに当りましては、特殊勤務手当の性格の根本的に検討しまして、そして現在行つて居る所の特殊

勤務手当の支給が果して妥当であるかどうか、或は特殊勤務者の対象になるかどうか、そう云つたことは検討したのであります。それで若かん修正いたしまして、原案におきましては、運転手手当の特殊勤務手当として、普通自動車運転手だけを対象にして参りましたが、委員会と致しましては、他に重機類の運転手がいる以上は当然これ以上に対象にすべきである云う観点に立つた訳であります。そこで重機類の運転手も対象にしてあります。尚これから都市計画を推進する上においては不法建築の撤去、その他不法建築物の問題が相当で来るのではないかと云う予想をした訳であります。そうしますとその職務に従事する職員も、この特殊勤務の性格からしますと、入れべきだと云う意見に達しまして、それも含めてございます。以上の通り修正した点については御説明申し上げます。その他いろいろあるかと思しますので、御質疑にお答え致します。以上簡単に委員長報告に代えさせて載きます。

藤 長〜本修正案に対する質疑を求めます。

8 番〜一寸お尋ねします。修正点の(ロ)の方の建築物の監査手当てですか。これの手当を受けるものの範囲内は、違反建築物の取締り事務に従事する職員となつて居りますが、この職員の身分ですか、どう云う身分ですか。

総務課長〜身分につきましては、普通の役所の市吏員と云う考え方に立つて居ります。これは監査でなくて、監査手当てであります。月額5\$と云う料が設定してありますが、例えば建設課の職員が若しそう云つた取締りに従事した場合その手当として、5\$はその給料と併給して支給すると云う考え方でありまして、そこで取締りに従事する職員が何故そう云う対象にならなければならぬかと云うことでありますが、この特殊勤務手当と云うものが、その職務に従事する場合に危険が伴うとか、或は不かいとか、或はその他不健康だと云う事が挙げられた訳です。そこでその事務に従事する職員の場合は、当然不法建築物の取締りと云うことになる、その職務に当る人自体非常に不ゆかいな思いをしななければならぬと云う様な立場から、当然それも含めるべきだと云うことで含めてありますので、よろしく御検討願います。

8 番〜結局不法建築物の取締りに当る職員の身分は建築吏員である訳ですか。

総務委員長〜建築吏員でなくて、建設課の市吏員であります。

8 番〜建設課の市吏員ですか。そうしますと今後の都市計画、市の発展によつてですか、色々と不法建築物も出て来ると思ひます。そこでこの不法撤去は誰がやりますか。

総務委員長〜撤去させる方法は、いく通りもあるだろうと思ひますが、最終的

勤務手当の支給が果して妥当であるかどうか、或は特殊勤務者の対象になるかどうか、そう云つたことは検討したのであります。それで若かん修正いたしまして、原案におきましては、運転手手当の特殊勤務手当として、普通自動車運転手だけを対象にして参りましたが、委員会と致しましては、他に重機類の運転手がいる以上は当然これ以上に対象にすべきであると云う観点に立つた訳であります。そこで重機類の運転手も対象にしてあります。尚これから都市計画を推進する上においては不法建築の撤去、その他不法建築物の問題が相当て来るのではないかと云う予想をした訳であります。そうしますとその職務に従事する職員も、この特殊勤務の性格からしますと、入れるべきだと云う意見に達しまして、それも含めてございます。以上の通り修正したことについては御説明申し上げます。その他いろいろあるかと思しますので、御質疑にお答え致します。以上簡単に委員長の報告に代えさせて載きます。

議長～本修正案に対する質疑を求めます。

- 8 番～一寸お尋ねします。修正点の(口)の方の建築物の監察手当ですか。これの手当を受けるものの範囲内は、違反建築物の取締り事務に従事する職員となつて居りますが、この職員の身分ですか。どう云う身分ですか。

総務課長～身分につきましては、普通の役所の市吏員と云う考え方に立つて居ります。これは監査でなくて、監察手当であります。月額5\$と云う額が設定してありますが、例えば建設課の職員が若しそう云つた取締りに従事した場合その手当として、5\$はその給料と併給して支給すると云う考え方でありまして、そこで取締りに従事する職員が何故そう云う対象にならなければならないかと云うことでありますが、この特殊勤務手当と云うものが、その職務に従事する護合に危険が併うとか或は不かいとか、或はその他不健康だと云う事が挙げられた訳です。そこでその事務に従事する職員の場合は、当然不法建築物の取締りと云うことになる、その職務に当る人自体非常に不ゆかいな思いをしなければならぬと云う様な立場から、当然それも含めるべきだと云うことで含めてありますので、よろしく御検討願います。

- 8 番～結局不法建築物の取締りに当る職員の身分は建築吏員である訳ですか

総務委員長～建築吏員でなくて、建設課の市吏員であります。

- 8 番～建設課の市吏員ですか。そうしますと今後の都市計画、市の発展によつてですか。色々と不法建築物も出て来ると思います。そこでこの不撤去は誰がやりますか。

総務委員長～撤去させる方法は、いく通りもあるだろうと思いますが、最終的

には法的な執行だと云うことになるんじゃないかと思つて居ります。若し事前に話し合いによつて撤去する場合は当然吏員が出きると思ひますが、若し最終的な法の適用を受けると云うことになると思つて普通の吏員で出来るかどうか、そこまではつきり分つて居りません。

8 番～もう一つ伺ひします。

今までに不法建築物があつたと思ひますが、こう云う条例がなかつたから今まで取り締まりはしなかつたんだと今度はこう云う条例が出るから強引にこれを違反者が出たらそれに準じてするのかと、それに今までの不法建築物に対する委員会としての御調査による見解を御説明願ひます。

総務委員長～それについては、別に調査又は別に委員会として検討しておりませんので当局をして御答へ願ひたいと思つて居ります。

市長～この問題は今後市の大いに研究すべき点が多々あると思ふんです。只營地的に考えて道路或はその上にその管理の責任者が居りますので、もつともそれを警告して撤去させるべきのは、その責任者でないかと思ふんです。例えばその道路であれば、軍用道路でありますので軍用地内に勝手にとつて張つてある建物なんか、建てた場合には軍の方で取り締まる、それは現在でもあるようであり、あの向こうの真の所から撤去するようになると云う軍からの指示を受けた所があります。それから市道でありますと云うと、市の方でこれを管理責任がありますので、そこで警告してこれを撤去させるべきだと思つて居ります。尚部落や或は近所へ入りますと云うと、部落通りと云う場合には、部落から道路を引越さないと云う。只今の所むつかしいのは、実際上はそこは賃貸契約もされてない所に、そう云う問題が起る様であります。これについて、コザの話を聞きますと何年か裁判されたにまつて、これにどうもまだ解決出来ないと思ふ所もあると思ふ話も聞いて居ります。殊に問題だと思ふところ、云う問題になると云うと、どうしても地主にお願いしてこれを処理する方法の他にはないんじゃないかと思ふんです。

議長～暫休憩致します。(午後5時03分)

議長～再開致します。(午後5時04分)

総務委員長～本議案の審議に当りましては、課長の御説明を求め尚他市町村から資料も一応もとにしてそこで本市の置かれている現段階において、或は今後発生することを予想して、委員会独自で、この問題を考え出して追加した訳であります。尚運転手の手当につきましては、重機類の運転手も当然含めるべきだと思ふ点も委員会は含めてありますが、この点につきましては当局も同意して居ります。

には法的な執行だと云うことになるんじゃないかと思つて居ります。
若し事前に話し合いによつて撤去する場合は当然吏員が出きると思いま
すが、若し最終的な法の適用を受けると云うことになると思うと普通
の吏員で出来るかどうか、そこまではつきり分つて居りません。

8 番～もう1つ伺います。

今までに不法建築物があつたと思んですが、こう云う条例がなかつた
から今まで取り締りはしなかつたんだと今度こう云う条例が出るから
強ひにこれを違反者が出たら、それに準じてするのかと、それに今ま
での不法建築物に対する委員会としての御調査による見解を御説明願
います。

総務委員長～それについては、別に調査或は別に委員会として検討しておりま
せんので当局をして御答弁願いたいと思つて居ります。

市長～この問題は今後市の大いに研究すべき点が多々あると思うんです。只
常識的に考えて道路或はその他にその管理の責任者が居りますので、
ちつともそれを警告して撤去させるべきのは、その責任者でないかと
こう思います。例えばそこの道路であれば、軍用道路でありますので
軍用地内に勝手にとつ張つて建物なんか、建てた場合には軍の方で取
締りする。それは現在でもあるようであります。あの向こうの賣の所
に撤去するようにと云う軍からの指示を受けた所があります。それか
ら市道でありますと云うと、市の方でこれを管理責任がありますので
市で警告してこれを撤去させるべきだと思つて居ります。尚部落や或は町へ
は町へ入りますと云うと、部落通りと云う場合には、部落からやるべ
きだと思ひます。只今の所むつかしいのは、実際上はそこは道路とし
て使つておるけれども、まだそこは補償もされてない、或は賃貸契約
もされてない所に、そう云う問題が起る様であります。これについ
ては、コザの話を聞きますと何年か裁判さたになつて居るけれども、
まだ解決出来ないと云う所もあると云う話は聞いて居ります。難しい
問題だところ云う問題になると云うと、どうしても地主にお願いして
これを処理する方法の他にはないんじゃないかこう思います。

議長～暫休憩致します。(午後5時03分)

議長～再開致します。(午後5時04分)

総務委員長～本議案の審議に当りましては、課長の御説明を求め尚他市町村か
ら資料も一応もとにしてそこで本市の置かれている現段階において、
或は今後派生することを予想して、委員会独自で、この問題を考え出
して追加した訳であります。尚運転手の手当につきましては、重機類
の運転手も当然含めるべきだと云う点も委員会は含めてありますが、
この点につきましては当局も留意して居ります。

10番～一寸お伺い致します。この違反建築物と云いますと、これはどう云う意味ですか。建築する場合に、許可を得て建築するのが当然であり、それに当然そう云う行為をさせないのが当局の責任であるとそれを認けると云うことの自体が非常におかしいんじゃないかと思うんですが、その辺の所を御説明願います。

総務委員長～お答え致します。おっしゃる通り建築基準法に基いて事前に建築法建築がない様に指導するのが当局の立場にありますが、然し中には建築基準法による許可を受けずに建築すること一応考えられるんじゃないかと、尚又那覇の全地域が建築基準法の適用を受けている地域においても、たまたま違法建築があるように聞いておりますので本市においてもこう云うことがある事が予想されて、又今後既設の建築物においても違法道路計画或は又都計を推進する為にどうしても既設建築物を壊さないと、或は道路の境界にある建築物の撤去について、色々とその当事者間で関係人の間でこの問題について解決しなければならぬと云うことが惹起するんじゃないかと云うことも考えられて一応はその取締りその話し合いの解決をする為に従事する職員に対してもこの特殊勤務手当支給することが妥当だと云う意味で含めている訳です。

10番～だからこの条例において、あえて不法いわゆる違反建築物の取締りをしよう、今のものでは例えば今から計画する上においては、そこに道路が走るとか、そう云うと云い、その建物そのものは違法ではない、許可を得てしか建築されていない、然しここにいわゆる違法の建物を取りこわす、その吏員に対してだけでそれを入れたかと云う意味ですか。

総務委員長～不法じゃなくして、違反であります。違反と云うのは先程も申し上げた様に当然家を造る場合は本市においては、建築基準法に基いて許可を受けなければ造れないのが至上であります。然し中には自力で造る方々においては、建築基準法の許可を受けずに造る方も出て来るんじゃないかと云うことになると、違反建築物であります。そう云った様な面は当然市としても、取締りをこれから強化する必要があると云う考えを持っております。

10番～その点は解っておりますが、ここに違反と云うのは、では今のことからすれば正当に造った家屋は、それを取りこわす為に従事した職員はどうなりますか。

総務委員長～それも実際は含めて、対応にしております。若し今までに合法的に造られた建物が都計推進の上においてどうしても撤去せねばならぬと云う場合、若し違反建築物だと云うことになると思う点があるならば、そこは考慮しても良いんじゃないかと云うことなんです。

10 番～一寸お伺い致します。この違反建築物と云いますと、これはどう云う意味ですか。建築する場合には、許可を得て建築するのが当然であります。それに当然そう云う行為をさせないのが当局の責任であるとそれを設けると云うことの自体が非常におかしいんじゃないかと思うんですが、その辺の所を御説明願います。

総務委員長～お答え致します。おつしやる通り建築基準法に基いて事前に建築基準法建築がない様に指導するのが当局の立場にありますが、然し中には建築基準法による許可を受けないで建築することも一応考えられるんじゃないかと、尚又那覇の全地域が建築基準法の適用を受けている地域においても、たまたま違法建築があるように聞いておりますので本市においてもこう云うことがある事が予想されまして、又今後既設の地域においても推進道路計画或は又都計を推進する為にどうしても既設建物がかかると、或は道路の境界にある建築物の撤去について、色々とその当事者間で関係人の間でこの問題について解決しなければならぬと云うことが若起するんじゃないかと云うことも考えまして一応はその取締りその話し合い解決をする為に従事する職員に対してもこの特殊勤務手当支給することが妥当だと云う意味で含めている訳です。

10 番～だからこの条例において、あえて不法いわゆる違反建築物の取除きでしよう、今のものでは例えば今から計画する上においては、そこに道路がかかるとか、そう云うとりこわし、その建物そのものは違法ではない、許可を得てしか建築されていない。然しここに、いわゆる違法の建物を取りこわす、その吏員に対してだけでそれを入れたかと云う意味ですか。

総務委員長～不法じゃなくして、違反であります。違反と云うのは先程も申し上げた様に当然家を造る場合は本市においては、建築基準法に基いて許可を受けなければ造れないのが至上であります。然し中には自力で造る方々においては、建築基準法の許可を受けないで造る方も出て来るんじゃないかと云うことになると、違反建築物であります。そう云った様な面は当然市としても、取締りをこれから強化する必要があると云う考えを持っております。

10 番～その点は解っておりますが、ここに違反と云うのは、では今のことからすれば正当に造った家屋は、それを取りこわす為に従事した職員はどうなりますか。

総務委員長～それも実際は含めて、対象にしてあります。若し今までに会法的に造られた建物が都計推進の上においてどうしても撤去せねばならないと云う場合、若し違反建築物だと云うことになると困る点があるならば、そこは参考願しても良いんじゃないかと云うことなんです。

8 番～これは違反建築取締りに従事する職員と云うことになつて居りますが、建築条例による所の都市計画指定地域であるとか、そう云う所は建築条例によつて総務面積の70%しか建築は出来ない、後の30%は、空地を置くとか、そう云う条例があるとかの様なものに対してはどう云う処置をとるか、御説明願います。

総務委員長～若し建築基準法にそう云うふうに表示されていながら、あえてそれをおかして建築をすると、或はしたと云う違反建築に対して、どうしても、市として取締りをやらなくちゃいかないと、云う場合は当然今のものに含まれるんじゃないかと、こう云うふうを考えて居ります。

議 長～質疑も尽きた様でございますので、質疑を打ち切り度いと思ひますが、御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので質疑を打ち切り委員長報告を終わります。

議 長～討論を求めます。

議 長～ない様でありますので、討論を省略することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので、討論を省略し議決に入ります。

議 長～議案第21号、宜野湾市職員の給与に関する条例の1部を改正する条例についてを議決に付します。

議 長～原案を1部修正して可決することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので原案を1部修正して、委員会審議可決することと決定致します。

議 長～議案第22号、宜野湾市消防職員の定員任免給与服務等に関する条例について、並びに議案第23号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例の1部を改正する条例については、先に総務委員会に付託してありましたので、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～御報告を申し上げます。その前にミスプリントがございますので、御訂正願います。議案第23号の審査の結果の3号、留保した少数派意見はなかつたと云うことがもれていますので、加入願いたいと思ひます。議案第22号と23号は一括して議題になつて居りますので、その様に御報告致します。本両議案につきましては、先に議決して載せました議案が最も関連致しております。そこで先の議案が議決された

8 番～これは違反建築取締りに従事する職員と云うことになつて居りますが建築条例による所の都市計画指定地域であるとかそう云う所は建築条例によつて総務面積の70%しか建築は出来ないと、後の30%は、空地を置くと、そう云う条例があるとかこの様なものに対してはどう云う処置をとるか、御説明願います。

総務委員長～若し建築基準法にそう云うように示されていながら、あえてそれをおかして建築をすると、或はしたと云う違反建築に対して、どうしても、市として取締りをやらなくちやいかないと、云う場合は当然答へ今のものに含まれるんじゃないかと、こう云うふうに考えて居ります

議長～質疑も尽きた様でございますので、質疑を打ち切り度いと思ひますが、御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので質疑を打ち切り委員長報告を終わります。

議長～討論を求めます。

議長～ない様でありますので、討論を省略することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので、討論を省略し表決に入ります。

議長～議案第21号、宜野湾市職員の給与に関する条例の1部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～原案を1部修正して可決することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので原案を1部修正して、委員会案通り可決することに決定致します。

議長～議案第22号、宜野湾市消防職員の定員任免給与服務等に関する条例について、並びに議案第23号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例の1部を改正する条例については、先に総務委員会に付託してありましたので、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～御報告を申し上げます。その前にミスプリントがございますので、御訂正願います。議案第23号の審査の結果の3号、留保した少数意見はなかつたと云うことがもれていますので、加入願ひしたいと思います。議案第22号と23号は一括して議題になつて居りますので、その様に御報告致します。本両議案につきましては、先に議決して載きました議案が最も関連致しております。そこで先の議案が議決された

以上はここに挙げてあります所の英文が必然的になくなって参りますので、削除されたのが大きな改正の理由になつて居ります。審議の方針につきましても、総務課長と参事の出席を求めまして、この議案が来月に改正されて居りますが、3ヶ月待たずして、又改正されて居ります。それにつきましても、当時の設定した当時は、他の条制の整備の企画中であつた様であります。それで当時はそのまゝこの英文を別個に制定いたしました。一応運用した様であります。この英文どういふでも一本化して整備しなければいけないと云う様な事になる。今又改正した様であります。そこで総務委員会と致しまして、只今審議して居ります様に、一括して審査を行つた訳であります。そこで結論と致しましては、原案を認めて可決すべきものと決定致して居りますので、よろしく御校閲願います。尚又具体的な点につきましても御質問にお答え致します。以上報告を終わります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～ありませんか、（進行と呼ぶ）

議長～ない様でありますので質疑を省略することに御異議ありませんか、（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ありませんので、質疑を省略し委員長の報告を終ります。

議長～討論を求めます。

議長～討論もない様でありますので、省略することに御異議ありませんか、（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので討論を省略致しまして表決に付します。

議長～議案第22号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与服務等に関する条例の1部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～本案については、委員会案通り原案を可決決定することに御異議ありませんか、（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんで、左様可決決定致します。

議長～次は議案第23号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の1部を改正する条例について、討論を求めます、（討論省略と呼ぶ）

議長～討論を省略することに御異議ありませんか、

以上はここに挙げてあります所の条文が必然的になくなつて参りますので、削除されたのが大きな改正の理由になつて居ります。審査の方法につきましても、総務課長と参事の出席を求めまして、この両議案が3月に改正されて居りますが、3ヶ月待たずして、又改正されて居ります。それにつきましては、当時の設定した当時は、他の条例の整備の企画中であつた様であります。それで当時はそのままこの条文を別個に制定いたしまして、一応運用した様であります。この度どうしても一本化して整備しなければいけないと云う様な事態になつて今回又改正した様であります。そこで総務委員会と致しまして、只今審議して居ります様に、一括して審査を行つた訳であります。そこで結論と致しましては、原案を認めて可決すべきものと決定致して居りますので、よろしく御検討願います。尚又具体的な点につきましては御質問にお答え致します。以上報告を終わります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～ありませんか。(進行と呼ぶ)

議長～ない様でありますので質疑を省略することに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので、質疑を省略し委員長の報告を終わります。

議長～討論を求めます。

議長～討論もない様でありますので、省略することに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので討論を省略致しまして表決に付します。

議長～議案第22号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与服務等に関する条例の1部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～本案については、委員会案通り原案を可決決定することに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんで、左様可決決定致します。

議長～次は議案第23号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の1部を改正する条例について、討論を求めます。(討論省略と呼ぶ)

議長～討論を省略することに御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議ありませんので、討論を省略し採決に入ります。

議長～議案第23号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決に付します。

議長～本案については委員会案通り原案を可決することに御異議ありませんか、（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので、委員会案通り原案を可決決定致します。

議長～暫休憩致します。（午後6時15分）

議長～再開致します。（午後6時16分）

議長～議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償の1部を改正する条例については、先に総務委員会に付託してありましたので総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～報告に移る前に、ミスプリントになつておりますので、御訂正願います。議案第24号宜野湾市報酬となつて居りますが、（市）を御加入願います。委員会の審査の経過について御報告申し上げます。本議案は報酬及び費用弁償の1部を改正する、~~しようと呼ぶ内容であります~~しようと呼ぶ内容であります。先に議決して載きました議案とも関連致しまして、消防職員或は団員の条例が改正致しまして、非常勤の団員の報酬がこれに移されて居ります。それに尚現行の条例が不備な点が若干ございまして、それを茲費用弁償と報酬を1ヶ所に整備致しまして、そして現行条例を適正な条文にしないと云うわけであり、内容であります。そこで委員会と致しましては、当局より、総務課長と参事の出席を求めまして、説明について一応伺つた訳であります。それから現行条例を見た場合に、この体系の条文の配列ですか、職種別の配列がまちまちであると呼ぶことに着目した訳であります。そこで原案からしますと、それがまちまちの配列になつていましたので、この際はずきり体列体系を整えるべきだと云う様な観点に立ちまして1部修正して原案を可決すべきだと云う結論に達して居ります。その修正すべき点につきましては、現行条例の第1条の12号であります。が、12号と云うその他の常勤職員と云うことになつて居りますが、然し附属機関が新しく設ける所のこの消防団員の常勤が前に来るべきだと今申上げましたその他の非常勤職員の条項はその他になつて居りますので語彙にもつていくべきだと云うふうなことで1部修正致しまして原案を認定した訳であります。以上の通り簡単に御説明申し上げますが、尚他の面で御質疑がございましたら御答え致したいと思つて居ります。委員長長の報告に代えます。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議ありませんので、討論を省略し表決に入ります。

議長～議案第23号、宜野湾市消防団員の雇用、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～本案については委員会案通り原案を可決することに御異議ありませんか。（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので、委員会案通り原案を可決決定致します。

議長～暫休憩致します。（午後6時15分）

議長～再開致します。（午後6時16分）

議長～議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償の一部を改正する条例については、先に総務委員会に付託してありましたので総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～報告に移る前に、ミスプリントになつておりますので、御訂正願います。議案第24号宜野湾市報酬となつて居りますが、（市）を御加入願います。委員会の審査の経過について御報告申し上げます。本議案は報酬及び費用弁償の一部を改正する、しようと言う内容であります。先議決して載せました議案とも関連致しまして、消防職員或は団員の条例が改正致しまして、非常勤の団員の報酬がこれに移されて居ります。それに尚現行の条例が不備な点が若かんございまして、それを要費用弁償と報酬を1ヶ所に整備致しまして、そして現行条例を適正な条文にしないと云うねらいであり、内容であります。そこで委員会と致しましては、当局より、総務課長と参事の出席を求めまして、説明について一応伺つた訳であります。それから現行条例を見た場合に、この体系の条文の配列ですか、職種別の配列がまちまちであると言うことに着目した訳であります。そこで原案からしますと、それがまちまちの配列になつていましたので、この際はつきり体列体系を整えるべきだと云う様な観点に立ちまして一部修正して原案を可決すべきだと云う結論に達して居ります。その修正すべき点につきましては、現行条例の第1条の12号であります。が、12号と云うその他の常勤職員と云うことになつて居りますが、然し附属機関が新しく設ける所のこの消防団員の常勤が前に来るべきだと、だと今申上げましたその他の非常勤職員の条項はその他になつて居りますので語にもつていくべきだと云うようなことで一部修正致しまして原案を認定した訳であります。以上の通り簡単に御説明申上げましたが、尚他の面で御質疑がございましたら御答え致したいと思つて居ります。委員長長の報告に代えます。

議 長～質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時21分)

議 長～再開致します。(午後6時24分)

議 長～質疑もない様でありますので、質疑を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので質疑を省略し、委員長報告を終わります。

総務委員長～スムーズに議事を進めて戴きまして有難うございました。

議 長～議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の1都を改正する条例について討論を求めます。

議 長～ない様でありますので、討論を省略するよに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の1都を改正する条例についてを賛決に付します。

議 長～本案につきましては、委員会の案通り1都を修正して可決することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので、1都修正して可決することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後6時25分)

議 長～再開致します。(午後6時26分)

議 長～議案第26号、並びに27号、水道施設の売買契約については先に本会議におきまして、経工委員会に付託してありましてので経工委員長の報告を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時27分)

議 長～再開致します。(午後6時29分)

経工委員長～本会議におきまして付託されました議案第26号、給水顧客の移管に伴う財産の取得について、議案第27号、水道施設の売買契約についての2案件とも委員会において各方面から検討いたしましたけれ

議 長～質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時21分)

議 長～再開致します。(午後6時24分)

議 長～質疑もない様でありますので、質疑を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので質疑を省略し、委員長報告を終わります。

総務委員長～スムーズに議事を進めて戴きまして有難うございました。

議 長～議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の1部を改正する条例について討論を求めます。

議 長～ない様でありますので、討論を省略するように御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の1部を改正する条例についてを表決に付します。

議 長～本案につきましては、委員会の案通り1部を修正して可決することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので、1部修正して可決することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後6時25分)

議 長～再開致します。(午後6時26分)

議 長～議案第26号、並びに27号、水道施設の売買契約については先に本会議におきまして、経工委員会に付託してありましたので経工委員長の報告を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時27分)

議 長～再開致します。(午後6時29分)

経工委員長～本会議におきまして付託されました議案第26号、給水顧客の移管に伴う財産の取得について、議案第27号、水道施設の売買契約についての2案件とも委員会において各方面から検討いたしましたけれ

ども問題自体が非常に大きな問題でありますので、時間的余裕がなく結論を見出し得なかつたことを残念に思います。従いまして委員会と致しましては両案件とも本会議に返戻すべきと決定致してございませう。尚他に色々御質問等ございましたら、質問の段階においてお答えしたいと思ひます。

議長～暫休憩致します。(午後6時30分)

議長～再開致します。(午後6時31分)

市長～議案26号、27号の両案件を撤回したいと思ひます。その理由は1応提案致しまして委員会に付託なつてから検討致しまして折衝致しました所現在提案してある案件の数字をどうしても訂正しなければならぬ様な事態が起きましたので、一応これを撤回致しまして再提案本会期中に更に両方とも準備をして再提案したいと思つて居りますのでよろしく願ひ致します。

議長～只今提案者である市長より撤回したい旨の請求とその理由の説明が有りましたが撤回を承認する事に御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので議案第26号並びに議案第27号の撤回を承認することに決定致します。

議長～日程第13諸問3号宜野湾市公共体育施設補助金交付規定についてを上提致します。

議長～本案に対する趣旨説明を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後6時34分)

議長～再開致します。(午後6時46分)

市長～趣旨説明はここに提案の理由として書いてありますので、それ以外は御質疑にお答えしたいと思ひます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後6時47分)

議長～再開致します。(午後6時59分)

議長～質疑がない様でありますので、質疑を省略することに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)

ども問題自体が非常に大きな問題でありますので、時間的余ゆがなく結論を見出し得なかつたことを残念に思います。従いまして委員会と致しましては両案件とも本会議に返戻すべきと決定致してございます。尚他に色々御質問等ございましたら、質問の段階においてお答えしたいと思ひます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時30分)

議 長～再開致します。(午後6時31分)

市 長～議案26号、27号の両案件を撤回致したいと思ひます。その理由は1応提案致しまして委員会に付託なつてから検討致しまして折衝致しました所現在提案してある案件の数字をどうしても訂正しなければならぬ様な事態が起きましたので、一応これを撤回致しまして再提本会期中に更に両方とも準備をして再提案致したいと思つて居りますのでよろしく願ひ致します。

議 長～只今提案者である市長より撤回したい旨の請求とその理由の説明がありました。但し撤回を承認する事に御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので議案第26号並びに議案第27号の撤回を承認することに決定致します。

議 長～日程第13諸問3号宜野湾市公共団体育成補助金交付規定についてを上提致します。

議 長～本案に対する趣旨説明を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時34分)

議 長～再開致します。(午後6時46分)

市 長～趣旨説明はここに提案の理由として書いてありますので、それ以外は御質疑にお答えしたいと思ひます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時47分)

議 長～再開致します。(午後6時59分)

議 長～質疑がない様でありますので、質疑を省略することに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様でありますので、質疑を省略するとして討論を求めます。

議 長～ない様でありますので討論を省略することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議 長～諮問第3号宜野湾市公共団体の育成補助金交付規程についてを表決に付します。

原案通り答申することにより御異議ありませんか。

議 長～原案通り答申することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので原案通り答申することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後7時00)

議 長～再開致します。(午後8時16分)

議 長～只今御手許にお配りしております様に提出者連名で主席公選要請決議案についての案が参っております。その件につきましては、日程を追加したいと思っておりますのでよろしく御願い致します。日程第27号決議案第7号、主席公選要請決議案についてを追加願います。

議 長～暫休憩致します。(午後8時17分)

議 長～再開致します。(午後8時20分)

議 長～決議案第7号、主席公選要請決議案についてを上提いたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案につきましては、質疑討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので質疑討論を省略し表決に移ります。

議 長～決議案第7号、主席公選要請決議案についてを表決に付します。

議 長～原案通り可決決定することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので全会一致で原案通り決議することに決定致します。どうも御苦勞さんでした。(

議長～御異議がない様でありますので、質疑を省略するとし討論を求めます。

議長～ない様でありますので討論を省略することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議長～諮問第3号 宜野湾市公共体育館補助金交付規程についてを表決に付します。

原案通り答申するに御異議ありませんか。

議長～原案通り答申することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので原案通り答申することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後7時00)

議長～再開致します。(午後8時16分)

議長～只今御手許にお配りしております様に提出者連絡で主席公選要請決議についての案が参っております。その件につきましては、日程を追加したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。日程第27号決議案第7号、主席公選要請決議についてを追加願います。

議長～暫休憩致します。(午後8時17分)

議長～再開致します。(午後8時20分)

議長～決議案第7号、主席公選要請決議についてを上提いたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案につきましては、質疑討論を省略したいと思いますが御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので質疑討論を省略し表決に移ります。

議長～決議案第7号、主席公選要請決議についてを表決に付します。

議長～原案通り可決決定することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので全会一致で原案通り決議することに決定致します。どうも御苦労さんでした。(

議 長～大変遅くまでがんばって載き出した、予定通り日程が進んで居ります
この点につきましては、大変感謝を申し上げます。尚明日からは当局の
御配慮によりまして、車が各お宅の方に回つて来ると思いますので御
利用願いたい、これもちまして本日の会議を閉ずることに致します
御苦勞さんでございました。尚明日は定刻より会議を開きますので御
参集願います。

議 長～飲 会 （午後8時25分）

議長～大変遅くまでがんばって載きました。予定通り日程が進んで居ります
この点につきましては、大変感謝を申し上げます。尚明日からは当局の
御配慮によりまして、車が各お宅の方に回つて来ると思いますので御
利用願いたい。これもちまして本日の会議を閉することに致します
御苦労さんでございました。尚明日は定刻より会議を開きますので御
参集願います。

議長～散会（午後8時25分）